秘

婦人関係資料シリーズ
参考資料第31号

赤線区域調査報告書

労働省婦人少年局

はしがき

婦人少年局では、組織売春の実態を把握し、売春婦への転落防止対策を立てる上の参考とするため、一九五三年六月、東京大学助教授東靖一氏他十名の方方に組織売春の代表とみなされる赤線区域の実態調査を委託いたしましたが、この度報告書を得ましたので、ここにその写を印刷し、記録をとどめることにしました。

なお、当局としては赤線区域に働く売春婦及び業者については統計調査を、地域については社会調査を行って、その実態を把握する予定でありましたが、調査実施に当り、諸準備によって初期の計画を実施することが不可能となり、この報告書となりましたことを附記します。

ここに直接、間接本調査に御関係下さった方々の御氏名を左記にかかげて謝意に代えたいと存じます。

（敬称略、順序不同）

東　靖一	東京大学助教授	順　孝一　東京都立大学助教授
平野龍一	〃	祖父江孝男　〃　助手
渡辺洋三	〃　諸師	浦生正男　〃　〃
尾高朝雄	〃　研究生	樋崎二郎　東京学芸大学助教授
杉山茂頭	東京都立大学教授	岩井宏融　東京教育大学専任講師
千葉正士	〃　助教授	

一九五五年三月

労働省婦人少年局

内容

一　ことわり

二　目次

三　報告

第一　問題の提起

第二　赤線区域の社会的形態

第三　赤線区域の実態概要

第四　赤線区域の設置と反対の運動をめぐる問題点

第五　問題の整理

（以上）

ことわり

ここにおさめられた五の報告について、簡単に説明し、その担当者を示しておく。

第一報告。これは、調査のはじめに、問題点の全体と、その中からこの調査でおこなうべき論点を定めるために作成した、いわば調査項目表である。全員で討論、決定したが、執筆、特に註による説明は、千葉正士に責任がある。

第二報告。これは都市社会における赤線区域の形態学である。戦争中から戦後にかけて、急激におこつた赤線区域と、この区域をとりまく一帯の調査を行い、正確な地図を作成した。主として宮崎一が、渡辺洋三の協力を得て行つた。

第三報告。これは、赤線区域の現況の概説である。ここでは、業婦の把握に特に苦心が払われた。調査は、一九五三年より五四年にかけて三ヵ月おこなわれ、主として樋崎二郎が千葉正士の協力でおこない、隨時他の調査者も参加した。整理と執筆は樋崎が行つた。

第四報告。調査中にたまたま起つていた、ある町における赤線区域の設置と、これに対する反対の両運動を追求し、ここにみられる普遍的問題点を分析したものである。調査時期は、一九五四年の春までで、矢巻正士が主となり、東晴一、荒蒔郁茂子が協力した。整理と執筆は千葉である。

第五報告。以上に判明した、赤線区域の問題点、現状の概要、その エコロジカルな内容性、成立の過程、時を全体的に観察し、法社会学的見地より、赤線区域のわが国社会構造との関連性を検討したものである。

樋崎二郎・杉山茂隆・渡辺洋三等の意見を数したが、千葉正士がこれを作成した。

以上、ははだ不完全であるが、調査者の意図と計画を推察され、諒承と叱正とをえられればさいわいである。

目次

第一　問題の提起　　頁

一　はじめに　七

二　項目一覧とそれへの註　七

(一)　赤線区域の概況　七

(二)　社会における赤線区域の地位　八

(三)　赤線区域に対する公権力の態度　一二

(四)　業者の経営の基礎　一四

(五)　利用者（客）の事情　一八

(六)　業婦取扱の事情　一九

(七)　業婦の生活　二一

(八)　業婦の意識・態度　二五

以上諸項目に対する註

三　特に今回の調査における問題点　二七

第二　赤線区域の社会的形態　三〇

第三　赤線区域の実態概要　三四

一　はしがき　三四

二　赤線区域（東京）の概況　三四

三　転落までの事情　三七

(一)　出身地　三七

(二) 教育程度 …… 三八
(三) 前歴 …… 三九
(四) 転落の動機 …… 四六
(五) 転落の経路 …… 四八
四、就業関係 …… 五〇
(一) 契約状況 …… 五一
(二) 就業日数 …… 五一
(三) 収入状況 …… 五二
(四) 接客関係 …… 五三
(五) 生活関係 …… 五五
(六) 婦人の組織 …… 五八
(七) 性病 …… 五九
(八) 更生 …… 六〇
五、業者の実態 …… 六一
(一) 組織 …… 六二
(二) 業婦に対する態度 …… 六三
(三) 売春禁止法に対する態度 …… 六五
第四、赤線区域の設置と反対の運動をめぐる問題点——M町の例を通して
一、事件の概略とその意味 …… 六五
(一) はしがき …… 六五
(二) 事件の経過 …… 六五

(三) 調査の経過 …… 六七
二、反対運動を阻止する諸条件 …… 六八
(一) 推進運動の存在 …… 六八
(二) 推進運動の正体 …… 六九
(三) その中心者 …… 七一
(四) 推進運動を基礎づける諸条件 …… 七三
(五) 設置計画者 …… 七六
三、反対運動のもつている諸制約 …… 七八
(一) 反対運動の経過 …… 七八
(二) 反対運動の不徹底さ …… 八〇
(三) 反対運動の狭さと欠陥 …… 八三
(四) 反対運動の現実性の欠如 …… 八六
四、問題点の整理 …… 八八
(一) 促進委員会の意味 …… 八八
(二) 経過の社会構造的定型性 …… 九一
第五、問題の整理——特に法社会学的見地より——
一、機制「転場」としての赤線区域の特殊性 …… 九四
(一) 人生のぬけがらの場 …… 九四
(二) 「転場」の如き外観 …… 九五
(三) その人格思想の偏頗性 …… 九七
二、赤線区域にみられるわが国社会構造のしわよせ …… 九九

三

(一) 貧困と家族主義 …… 一九九
(二) 労働関係の前近代性 …… 二〇二
(三) 業婦たちの稼取 …… 二〇五
(四) 業婦・業者・客のノン・ヒューマニズム …… 二〇七
(五) 国家政策のノミナリズム …… 二〇二
(六) ノミナリズムの影響と效果 …… 二一〇
(七) 業態の社会構造的特質 …… 二一五
(八) 社会構造のしわよせである理由 …… 二一七
(九) 職業の政策 …… 二一七

結び …… 二一九

(以上)

第一 問題の提起

一 はじめに

赤線区域というとき、どのような点が問題として調査されなければならないか、問題を整理して、項目別に分類したのが、以下の諸項とそれへの註である。今回、今回の調査で、そのすべてにふれ、かつそれの調査を完了するもの、という意味ではなく、一般論として問題を探った。今回の調査で、そのうちのどの点をとの程度に追求するかは、別に定められるべきことである。

この項目は、調査開始のはじめに仮設的に設定したものであって、調査の進行途上で、勿論適宜修正されてゆくべきものである。そしてまた、これは項目であって、このような事実が知られたとき、この事実に対してどういう評價を下し、社会的歴史的意義づけをするか、ということは、検討分析の別な問題であって、改にこの項目は、分析のための豫備的な資料としてとのえられるべきものなのである。

二、項目一覧とそれへの註

(一) 赤線区域の概説

1 赤線区域の意味

(註 赤線区域ということばの意味である。その発生と用法を説明する。)

2 赤線区域の各地における分布状況

(註 現在赤線区域といわれるものの、全国における分布、その所属戸数、業婦数などを更、以前の公娼、私娼との関係にもふれる。)

3 赤線区域各地の発生事情概略

(註 実際にどういう経過で発生したか、をおもな型にわけて概説する。)

4 他の賣春形態との比較概略

（註　現在賣春行為の諸形態、すなわち、娼婦・業娼・洋娼・私娼・男娼・青線区域・街娼・等々のことばから、女中・女給・芸妓・その他に至るまで、すべてのものをあげ、その特徴と問題点を一応あげる。）

5 赤線区域が特に現在問題とされる理由

（註　この理由には、実質的に女性の問題・人權の問題・法意識の問題等があげられるが、形式的にも、法的取扱いの問題・取締り態度と法規の問題、あるいは民主主義ないし占領駐留の問題、等々も、それぞれの観点からあげられよう。）

6 現在の重要問題点

(1) 赤線区域の実態の認識

(2) 赤線区域に対する諸立場の批判

(3) 赤線区域対策の基礎的検討

（註　従来あらわれ、現在おこなわれている諸説を前項で批判し、そのあとをうけて、この問題に何かの対策をとるとすれば、どういうことが基礎的知識あるいは資料としてまず研究されねばならないか、すなわち、対策そのものでなく、対策樹立に必要な準備が何であるかを簡単にでも検討しておく。）

(二) 社会における赤線区域の地位

1 地域との諸関係

(1) 経済取引において

（註　赤線区域があるために、経済取引が特に活況になり、あるいは何かの特徴がみられ、その特別な商品の流通・金融などがおこなわれることがあるために特殊な職業が発達し、あるいは特別

る。そのために、反対に衰えてゆく職業、取引などもある。それらの事情を調べる。これは、そのことによって、その地域における極力の形成の重要な原因にもなるから、問題としての重要性も大きい。）

(2) 風俗・風紀において

（註　一般にもっとも問題とされているのは、児童教育についてである。それがどういう影響を、児童の身体・智能・性格の発達・形成に与え、教育にたいする力をもつかである。それが、さらにおとなの社会に対しても、特殊な風紀を承認・発展させ、風俗をみちびくことが必らずであろう。）

(3) 青少年・児童の教育において

（註　一般にもっとも問題とされているのは、児童教育についてである。それがどういう影響を児童の身体・智能・性格の発達・形成に与え、教育に対する力をもつかである。それが、さらにおとなの社会に対しても、特殊な風紀を承認・発展させ、風俗をみちびくことが必らずであろう。）

(4) 犯罪・反社会的行為において

（註　赤線区域自体が、反社会集団と規定されることがあるから、まずその意味に批判をする。そこには、犯罪の発生あるいは隠蔽もされることが多いし、賣春行為自体が犯罪でもあるとすれば、犯罪との関係は一層複雑となる。それらの実態を解剖する。）

(5) 疾病・衛生において

（註　何といっても性病の問題である。その実態・治療・取締り方法、等にも問題があろう。しかし、他の疾病も、このような生活の中においては問題となる。衛生の見地に立てば、女たちの衛生はもとより、地域衛生の問題も大きい。）

2 地域の公的関係への影響力

(1) 地域の公共団体に対する租税負担によるもの

（註 赤線区域から、その地域の上の公共団体にどういう税が吸収されてゆくかである。課税の問題は、権力者と納税者との特殊な結合関係の問題をふくみ、赤線区域と権力との結合、あるいは、権力による住たちの圧迫などという現象を招来することもある。）

(2) 地域の公共団体・公的組織に対する役員選出によるもの。

（註 業者が、町会やPTAなどの役員となることは、ただちにその地域の有力者であることを示すことになる。さらに、市区町議会議員から、県や国の議員、その他、選挙・推薦いずれをとわず、業者が各種の公職に就任することは、赤線区域の発言力と業者の地位の上に重大な利益をもたらすので、そういう現象がどれくらいあるか、の問題である。）

(3) 政党との関係によるもの

（註 業者で政党に加入している者、あるいはあきらかに特定政党の人ないし有力党員に結びついている者、などがどれくらいあり、どういう活動をしているか、または、それと結びついている政党・政党人がどういう理解と活動を赤線区域に対してしているか、などの問題である。これは、取締り法案への対策と特に関連する。）

(4) 国会・都道府県会議会・市区町村議会等の議員との結合によるもの。

（註 業者が、町会やPTAなどの役員となることは、ただちにその地域の有力者であることを示すことになる。さらに市区町議会議員から、県や国の議員、その他、選挙・推薦いずれをとわず、業者が各種の公職に就任することは、赤線区域の発言力と業者の地位の上に重大な利益をもたらすので、そういう現象がどれくらいあるかの問題である。）

(5) 特に業者の組合のもつ地位

（註 業者が組合を結成しているか、それが、地域の全員をふくめているかいないか、いないとすればどういう理由によるか、の問題をはじめとして、組合の内部の統制力と権力・勢力関係・および、対外的に、地域や他の組合および広域的・全国的連合体における地位と発言権などの問題にふれる。）

3 社会問題としての意味

(1) 反社会集団・社会的観点としての性格

（註 反社会的集団としての問題はさきにも出たが、ここでは、社会学で規定される反社会集団の諸性格を概観し、日本の赤線区域がその概念にあたるか否かを検討する。）

(2) 業者の立場において中小企業の問題

（註 業者の経営の実態を、その経営の規模や資本・金融・徴税等を中心として見て、現在わが国の中小企業としてどういう立場におかれているか、を批判する。）

(3) 業婦の立場において出身である農山漁村・都市労働者・失業者の問題

（註 業婦転落の事情を中心として、そこにあらわれるわが国社会のしわよせされた悲惨さを分析する。）

(4) 同じく業婦の基本的人権の問題

（註 そのしわよせが、女子の基本的人権を犯しても平然としておこなわれていることを調査する。）

(5) 搾取の一形態としての問題

（註 その人権侵犯が、封建的あるいは半封建的な搾取の形を伴っていること、それが、かなりにカムフラージュされていることなどを指摘する。）

4 赤線区域に対する世論の態度

(1) 肯定の立場とその問題点

(2) 否定の立場とその問題点・特に廃娼運動について

(3) 態度不明の立場とその問題点

(4) 態度決定のために必要な諸條件

（註 いまただちにいずれの態度をとるというのでなく、態度を決定するためには、いくつかの条件をみたさねばならぬので、その条件を検討し、あきらかにしておく。）

(二) 赤線区域に対する公権力の態度

(1) 形式上の態度

公娼廃止の経過

（註 国内に以前からあった廃娼運動によらず、敗戦による占領軍命令によって、このことがなされたので、その経過を、特に日本政府がいかに解し、いかにごまかそうとしたか、の点に力をおいてみる。）

(2) 法令による売春行為の取締り

（註 公娼の廃止、および売春行為の禁止あるいは取締りをした法令の推移をあとずける。）

(3) 法令による人身売買・年少労働・性病等の取締り

（註 しかし、売春には、人身売買とか年少労働とか衛生関係法規違反とか私的転業強迫とか、他の法令違反をもしばしば伴なう。それらの取締り法令がどうして作られ、どういう目的をもつか、をこの問題に関連して跡すける。）

(4) 判例・警察の取締り方針

（註 法令があるかぎりは、違反は摘発・取締られ、裁判にもかけられる。その場合、裁判所や検察庁、警察などに、取締りの方針がどうあらわれているか、を検討する。）

2 実際上の取扱い

(1) 隠蔽による黙認方針決定の経過

（註 ここにあらわれる、わが国政治、社会等の問題点の摘出につとめる。）

(2) 法令の運営面における取計らい

（註 法令は、時に厳格にも、時にゆるやかにも運営される。それが、どういう場合にどうであるか、そしてその影響はいかが、かの問題である。）

(3) 特に徴税における取扱い

（註 取締り法令によれば、売春行為はありえないのに、税務署側からは、それが実際あったと認めてそれに基づいて課税決定をする。その事情である。）

3 形式実際両面の態度の矛盾により起る諸問題

(1) 国家政策の矛盾として

（註 ここにあらわれる、わが国政治、社会等の問題点の摘出につとめる。）

(2) 警察と税務署との方針の矛盾として

（註 取締り法令によれば、売春行為はありえないのに、税務署側からは、それが実際あったと認めてそれに基づいて課税決定をする。その事情である。）

(3) 赤線区域と他の売春形態との取扱いの相違として

（註 両種の形態が、取扱い上差別される事に、いかに合理性または不合理性があり、両者に利・不利が生じているか、そして全体として売春行為対策上の適否がどうあらわれているか、などを検討する。）

(4) それらに対する業者・業婦の態度

（註 当事者である業者、特に業婦の声はとかくきこえないが、ゆがめられやすい。現在の赤線区域としての取扱いについて両者の真実の声をきき、態度を知る。）

(10) 業者の経営の基礎

(1) 各業者の経営の組織

a 資本の諸問題

資金の出所、出資者の結合関係

（註 業者が、開店のための資金や、維持のための費用をどうして調達したか、個人経営か共同経営か、後者の場合その法的形態あるいは内部関係、もしくはそのような関係がうまれた社会的基礎、などについて見る。）

b 出資者・経営者の平業規模

（註 経営主体を構成する人の数が単数であれ複数であれ、一主体が、その区域内または他の区域において、同種の店を経営していないか、あるいは、他の業種の店あるいは事業をやっていないか、いるとすれば、それら相互にどういう相互依存関係があるか、などの問題である。経営者が妻・妾などである場合の関係も注目される。）

c その他、特に店の名称・形態・居処

（註 表面は禁止されているはずのこの種の営業を、どういう名目の営業、またはどういう店の形態で経営しているか、そして、業者は、その店に住居しているか、その場合子の教育などについてどういう影響があるか、などの問題である。）

(2) 業婦対策

a 業婦獲得の方法

（註 従前は、周旋人によるものが多かったといわれる。それが禁止されたあとは、どういう方法によって業婦を獲得しているか、その他各種の取締り法規をどうくぐってやっているか、である。）

b 業婦の取扱・監督・統制の方針と方法

（註 従前は、籠の鳥といわれ、人身を完全に拘束されていたといわれる。それがどういう方法によっていたか、それが最近どういうようにくずれつつあり、またかわってどういう方法がとられているか、などである。）

c 報酬の処理の仕方

（註 客からうけとる報酬が、だれに渡され、業婦たちの手には、いつどういうように、どういうわりで渡されるか、それにからんでどういう問題があるか、などである。）

(3) 経営の組織

a 業婦への指揮統制者とその方法

（註 毎日々々の仕事を実際に指揮監督する者とその方法はどうか、である。従前やり手ばあさんとよばれたものがあったが、それが、現在はどうなっているか、にも注意する。）

b 客獲得の方法

（註 営業のためには客がつづかなければならない。そのために、業者は、どういうことをしているか、殊に、女たちにどういう方策をとらせているか、という、もっぱら店頭技術の問題を扱う。）

c 経営維持の方法

（註 営業は、店頭技術だけでなく、資金、人づかい、同業者関係、地区との関係など、広い要素から成立する。それらの事情について見る。）

2 業者の地域組織

(1) 各地区の組織と形態、運営方法

（註 業者は、各区域において組合を作っているが、(2)・2・(5)の註でふれた概覧を一歩進め、

ここでは、内部組織の詳細を見る。）

(2) 内部における階層関係

（註　階層関係とは、二つの意味をもつ。一つは、区域内において、店の伝統・形態等からして、上下の評価がなされ、遊興費用の多少の相違が出ているところがある。その実態と、その階層関係の間にある緊張関係の問題である。他は、業者一人々々の間に親分子分的な関係があるのではないか、あるとすれば前の関係とどうからみあっているか、などの問題である。）

(3) 業者の組織と、地域内諸団体との結合関係

（註　これも、(1)・(2)・(5)の註で大体ふれた点であるが、くわしくその実際を追求する。）

(4) 特に寄生集団との関係

（註　この用語はあまり使用されていないが、このような特殊な地域と営業を成りたたせているためには、何種かのそれに寄生する集団があることが予想される。それを一括してこう呼んでおく。）

a. 暴力団

（註　一軒々々が、暴力団的な若い者と特殊な結合をもって保護されていることもあろうし、区域全体がまとまって保護されていることもあろう。反対に、暴力団によって、業者や業婦たちが脅迫されてなやむ場合もあろう。それが一般的な某々組と名のるやくざ仲間を作っているものか、特にこの業態だけと結びついたものか、なども問題となる。）

b. ポン引き

（註　ポン引きは、客の案内だけにとどまらず、女の周旋をもしている。それが、これら内部でどういう組織をもっているか、それが、業者たち、あるいは警察とどういう関係を保っているか、などである。）

c. ブローカー

（註　表むきはないはずのブローカーが、やはり相当暗躍している。それにどういう種類のものがあり、どういう手続き・形式で女を取りつぎ、どういう利潤をあげ、業者や業婦たちをしぼっているか、また反対に他の何かからしぼられているか、その組織はどうか、などである。）

d. ボス

（註　以上あげたすべてのものにボスと称すべきものがあるだろうし、それ以外に、町のボス、テキヤのボスなどがあって、何かの関係をこの区域にもっているとかんがえられる。）

e. その他

（註　以上が、いただちにかんがえられる寄生集団であるが、他にどういうものがあげられるか、である。）

3 業者組織の運営

(1) 広域的・全国的組織と形態・運営方法

（註　この業態としては、表むきの活動ができないので、全国性病予防自治会の名で、全国的広域的組織が、現在作られている。それらの内部の問題をここで見る。なおそのほかに、名称はなくとも、業者側とみられるべき何かの組織があるかもしれない。それらを残りなくとりだすべきである。）

(2) その地域内諸団体との結合関係

（註　それらの結合体が、外部関係において、その地域の諸団体と各種の関係を保って、そのための活動をしている。その実態を調べる。）

(3) 特に公権力との関係

（註　そのうち、特に公権力とどういう結合をもち、どうといっており、現にどういう効果を

えているか、など、この問題は、重要である。）

a. 政府
b. 国会
c. 自治体行政庁
d. 自治体議会
e. 警察
f. 税務署

(2) 利用者（客）の事情

1 遊びの型

(1) 時間による遊び方の諸種と料金

（註 遊び、時間、泊り、等々という遊び方とその料金のきめ方、支払い方法の問題である。）

(2) 来遊度数による客としての評價

（註 初回、うら返し、なじみ、などという事情と、それぞれの待遇の問題である。）

2 客の種類

(1) 婚姻関係・その経験の有無等の別

（註 現に婚姻中か、男やもめか、未婚者か、来遊経験の多少、などである。）

(2) 年令による別

(3) 恥業・社会的階層による別

（註 特に、地域によって、客の恥種や社会的階層に大きな開きがある。その事情である。）

(4) 客と住居地域との関係

（註 地元の者は、遊びにゆかず、かえって遠く離れたところにゆくともいわれる。そうだとすれば、それはどういう事情によるか、交通・宿泊機関との関係なども問題となる。）

3 遊びの実態

(1) 来遊の理由・事情

1 客の数とその時期的・時間的の波

（註 一日のうちではどういう波があるか、月のうちではどうか、一年のうちではどうか、などの問題である。さらに、国の政治・経済・外交等との関連も問題となる。）

(3) 客が業婦に要求・希望・質問などをするおもなことがら

(4) その他遊び方の一般的傾向

(2) 業婦・転落の事情

1 基礎的諸条件

(1) 本人の性格・知能・身上等とその打撃となったことがら

（註 ここでは、本人自身のもっていた諸条件を考察する。）

(2) 本人の家庭の事情、特に家計・恥業等とその打撃になったことがら

（註 ここでは、家庭のもっていた諸条件について見る。）

(3) 転落に影響あった四圍の事情

a. 恥業・特に飲食・客商賣の関係

（註 家庭および本人についてである。友人によるもの、なども関係することがある。）

b. 男との関係

（註 男関係があったか、どういうものであったか、それが転落にどういう影響を与えていたか、である。）

c. 経済的事情

（註 本人と家庭につき、国の経済情勢との関連とともに考察する。）

d. 知人、友人等の関係
（註 勧誘・無言の誘惑などがなわったり、などである。）
e. 家庭事情
（註 形は複雑であろうが、家庭事情によるものが多い。それを調べる。）
f. その他

2 直接の動機
(1) 特殊的条件の発生
（註 このような業態にも入らなければならない、と思びこませるようにしていった力となったものの問題である。）
a. 金の必要――経済的要求
b. 精神的混乱
c. 肉体的不均衡
d. 外部からの誘惑・勧誘
(2) 決行の契機
（註 そう思いこむようになったときに、それを決行させる契機となるものがある。それはどういうものであったか、である。）
a. 家出
b. 身売り
c. 自発的志願
d. 仲介者による遂行依頼
e. 欺瞞による遂行

f. その他、特に移動の経路と事情

3 仲介者の機能と組織
（註 そのさいにも、一人で店を探すことは、ならずしも容易でないので、専門、非専門をとわず、仲介者といいうる者の手をへていることが多い。）
(1) 仲介者の諸類型
(2) その誘惑の手段と方法
(3) その生活形態
(4) その組織と仕義
(5) 組織と他の諸集団との関係
(6) 仲介者に対する法令の態度

(6) 業婦の生活
1 業者との契約の諸問題
（註 おそらくはっきりした契約意識がなく、その内容も約束されていないであろうが、それをめぐる問題である。）
(1) 現住の業者と契約するまでの経路
(2) 契約の方式
(3) 契約の内容、特に売春行為について
(4) 契約内容と勤務実態との矛盾を知ったときの問題

2 就業をめぐる諸問題
(1) 前借金
（註 従前は、前借金でしばっていたといわれる。現在は、それがないといわれるが、実質的に

なくなったとはおもわれない。それがどういう形でおこなわれているか、である。）

(2) 勤務時間、その内容、労働強要の有無、ノルマ、等

（註 特に労働の強要とノルマについて注意したい。これも、形式的にはないことになっていようが、実質的には問題である。）

(3) 客引きの仕方、客の選択、接待法特にお茶引きの問題、客の数、等

（註 伝統的な方法がどういうように変っているか、と、法の規定をどういうようにもぐっているか、などが主な課題となる。）

(4) 遊びの種類、料金と利、不利

（註 (五)・1 (1)の註で知られた遊びの種類が、業婦にとってどう使いわけられているか、どれが業婦にとって利であるか、不利であるか、などの関係である。）

(5) 玉割りの率とその諸問題

（註 一般にもっとも問題とされている料金のわりあいである。これは、形式的な数字だけではわからず、実質的な待遇と対照して検討しなければならない。）

3 私生活の諸問題

(1) 住居

a 通勤、住込みの別とその理由

（註 経費との関係も出てくる。）

b 外出、私室の自由度

（註 これも、自由になったといわれるが、その実態を問題とする。私物の自由の問題、通信の自由の問題もある。）

c 業者の家族との関係

（註 同居・別居している場合、それぞれどういう関係・態度をとっているか、である。）

(2) 生計費

（註 数字とともに、そのうらずけとなっている実態を抑えてゆく。）

a 衣食住の経費負担と実行の方法

b 収入と支出の大体

c 特に家族との関係、送金等

(3) 衛生

a 病気による休業とその自由、および費用

（註 病気の場合の業者の取扱い方法と態度、費用分担の方法などである。）

b 特に性病の罹患率・予防法・治療法・検診法、その他

（註 これについては、業者側の注意・教育・施設と業婦側の意識・労力等が問題となる。）

c アルコール飲料・タバコ・ヒロポン等

（註 それらが、業婦たちのためにどういうように利用され、また客と業者がどう利用しているか、などの問題である。）

(4) 教養・娯楽

a 新聞・雑誌・ラジオ・テレビ等

（註 どういうものを利用しているか、その設備と維持費用は誰の負担か、の問題である。）

b 洋裁・茶湯・生花・琴等

（註 そういうものなどの程度習っているか、何のためか、どれくらいの費用を出しているか、などである。）

c 映画・運動・演芸等

（註　どういうものか慰安・娯楽とされ、どんなようにこれを楽しんでいるか、である。）

(5) 仲間との関係

a、同じ店の仲間において

（註　相互の助けあい、あるいは反目、あるいは特殊な姐御的関係などの問題である。）

b、同じ地域の仲間において

（註　区域内の女たちが、個人的にはどういうつきあいをし、または特殊な力関係が成立しているか、特に組合を結成しているか、いるとすればその実体はどうか、殊に業者と力関係などの問題である。）

c、他の売春婦との関係

（註　青線区域、街娼その他の純売春形態はもとより、芸妓、タンサー、女中など、実質的に売春をしているものと、交際、相互移動の関係、批判意識などおとうである。）

(6) 男との関係

a、ヒモとの関係と業者の態度

（註　ヒモといわれるものがあるか、あるいはなじみがそれに似た役を演じているか、それに対して業者はどういう態度をとっているか、である。）

b、男争い、女争い

（註　業婦間での男争い、男（客・なじみ・ヒモ等）間での女争いなどが、どういう形でおこなわれているか、である。）

c、うまれた子の処置・避妊方法

（註　妊娠しないためにどういう方法を講じているか、またもし妊娠してしまったとき、あるいはうまれてしまった子についてどういう処置をするか、それに対する業者や男の態度力問題をも見る。）

4　更生の問題

(1) 結婚

（註　現在の状態から結婚生活に入ったのはどういう経過・理由であったか、仲間たちや業者たちはどういう態度をとったか、相手の男はどういう人かどういう気もちか、など、実例についての追求である。）

(2) 転職

（註　転職していった者は、どういう職種に、どういう契機でであったか、それに対する周囲の者の態度、等である。）

(3) 更生のための諸条件

（註　しかし、更生は、実は容易でない。そうさせている条件は、現実的に何であるか、の問題があるとともに、それを克服するにはどういう条件がみたされなければならないか、の問題がある。）

(4) 更生を困難にする事情

（註　しかし、更生は実は容易でない。そうさせている条件は、現実的に何であるか、の問題があるとともに、それを克服するにはどういう条件がみたされなければならないか、の問題がある。）

(5) 更生後の事情

（註　困難でも更生した人があるが、その後の状況はどうなっているか、成功したか失敗したか、その原因はどこにあったか、などの問題である。）

(1)

業婦の意識・態度

1 私業関係

(1) 他の賣春形態に対して
（註 特に洋パン、芸妓・ダンサー・女給等の名目上は絶対に売春行為をしないが、実はしているものに対して。）
(2) 性生活観
(3) 男性観、特に客
(4) 他の私業、特に婦人の私業に対して
(5) 女性に対して
（註 以上のものすべてについていわれるが、業婦自身が意識しているものと同時に、無意識のうちにいだいているものとを区別してかんがえる必要がある。）

2 家庭関係

(1) 婚姻対象の選択
（註 婚姻するとすれば、どういう男を、どういう方法でみいだすか、どれが好ましいか、などについて具体的なかんがえを主とする。）
(2) 婚姻観
（註 婚姻と家庭生活をどんなものとみているかについて一般論を主とする。）
(3) 家庭生活観
（註 婚姻と家庭生活をどんなものとみているかについて一般論を主とする。）
(4) 特に兄弟姉妹に対して
（註 自分がこういう私業をしていることについて、兄弟特に姉妹がどうかんがえてほしいか、自分がそれらに対してどう望むか、の問題である。）

3 業態関係
（註 これも、口にいうものと、実際半意識的にかんがえているものとを別けてかんがえる。）
(1) 業者に対して
(2) 取締りに対して
(3) 性病に対して
(4) 賣春反対論に対して
(5) 現在の生活について

4 将来の希望
（註 具体的に、人々々の立場における希望を求める。）
(1) 家庭生活、婚姻
(2) 私業
(3) 更生
(4) 政治、社会
(5) 男性に対して
(6) 女性に対して

三 特に今回の調査における問題点

以上に提示した問題点は、きわめて広汎にわたる。その最小項目一つについても、これを十分に調査しようとすれば容易でない。その上すでに疲弊なものとして調査結果の報告されているものも至ってすくない。そのほとんど全部を、新たにはじめからやらなければならない。調査規模自体はこれに対してあまりに小さい。もし、右の全体を調査しようとすれば、その各項目につ

いての専門家を広く動員し、まず第一に、調査のための予備的準備を何か月かにわたってとととのえ、ついで第二に、予備調査とその検討をまた数カ月にわたっておこない、第三に、本調査とその整理分析に一年くらいも要し、そしておわりに、執筆にさらに数カ月ないし一年を必要とするほどの、大きな問題である。したがって費用もそれに応じて必要となる。しかるに、今回の調査は、期間において約半年、[redacted]

そして依頼された調査者は、関心はかねてからもっていたとしても、本格的な調査をするための用意をととのえるに至っていない。故に、右に述べた予備的準備をするだけの規模をしかもたない。

したがって、調査団に課せられた任務は、従来各方面において何かの形で指摘されていた、および現代の日本においてとれをとりあげる場合に当然ふれるべき問題をまず整理することである。そのためには、従来の諸報告、諸資料を検討し、あるいはその方面の有識者にきき、とりきおこなう、などのことがもとより必要であるが、ある程度の実態調査も、時には必要である。かんがえられた問題点が、はたして真実に追求すべき問題であるかを検討したり、あるいは、気がつかないでいた問題を探ったりするためにである。そしてそのような問題の整理により、確定すべき事実関係を項目として組織化し、その事実関係を調査するための方法を用意し、最後にえらばれるべき、そして予想される理論的分析のために仮設を設定することができるならば、予備的準備の段階としては、その任務がはたされたとみなければならない。

以下に報告することは、基本的には、右の任務を一応はたしている、とかんがえる。しかし、もとより十分とはいわない。この程度の現模で、この調査団がおこなうならば、もっと成果はあがってよかったかもしれない。判明したことも、体系性に乏しく、方法も厳密性を欠く、などの非難は起るかもしれない。それに対しては、遺憾ながら承服するよりほかない。しかし、これがまったく無意義だったともかんがえない。科学が成果をあげるには、すこしずつでも着実な積みあげが必要である。それは、事実の精確[redacted]

[redacted]

[redacted]

る積みあげの最下底であるかもしれないが、すくなくとも何かの礎としては、この調査報告はなりうるか、

とおもう。それがあまりに小さい、という批判がなされるとすれば、それは甘受しなければなるまい。今後この調査を一層進めようとする方に、たくましい前進を期待するほかない。

以上のような限界は、当初より予想されていたがって、すくない調査団の能力を最大限に有効に利用するためには、問題点をえらばざるをえなかった。項目中、一赤線区域の概況、および、三赤線区域に対する公権力の態度は、ごく大ざっぱにわかっているので、一応ふれることをさけた。五利用者（客）の事情については、調査が実際に困難であろうと判断されて、いまは重要視しないこととされた。六業婦転落の事情については、常識にはおおよそが察せられており、もしこれを精密にたしかめるとすれば、女の出身地にまでゆく必要も起り、それをやっていることは、諸種の事情から許されないので、この点は追求できなくともやむをえないとした。概括的にもせよ、どうしてもあきらかにしなければならぬ点は、七業婦の生活、八業婦の意識、態度の問題と、業婦の使用者である業者関係の事項、四業者の経営の基礎、および、この業者と業婦の関係で成立する特殊な営業の対社会関係において、もつ意味、二社会における赤線区域の地位、との四点である。

それだけにしぼっても、問題はまだ大きく、各項目別にくわしく立ちいることはやや可能である。むしろ、それら全体の関係で成立している赤線区域というものの社会的性格を、統合的に理解し、以後にこまかく立ちいってゆくための視点を定める作業をするにとどまるほかないであろう。事実は、かろうじてその程度のことができたかもしれない、という程度に終った。それがこの報告書である。

第二　赤線区域の社会的形態

都市のなかに売淫業者が集中して、特殊の地域をなしているところは、日本に限ってはいない。何れの国家においても、このような地域が存在している限り、その国の政府当局が、売淫行為を公認者しくは黙認していると考えても差支えあるまい。勿論法律上如何なる解釈が可能であろうとも、実質的にはそのような判断が成立しうるのである。

我が国においては、歴史的に売淫特別地区が公認又は黙認されて来たことは、あえて論ずる必要がないほど明白な事実である。このような特別地区の設定には二つの理由が存在する。その一つは一般の風教道徳から性的行為の香りを除こうとするためであり、他は取締上の便宜を理由とする。後者においては、更に犯罪者の逃亡上の便宜が強調される。売淫業者の集中した地域を、治外法権地域的に孤立させ、業婦の搾取によって業者の利益を守り、日本家族制度の醇風美俗の防波堤を築き、刑事上の犯罪人の逃捕率を高めようとするところに、所謂赤線地域の公認又は黙認のいつわらざる存在理由があるようである。

太平洋戦争の末期における、連合国軍の都市爆撃により、多くのかゝる特殊地区は或は焼失し、或いは解散し、或いは疎開して、一時は従来の姿を失いかけたのであるが、後述するとおり連合国軍の進駐に伴い、急速に復旧の手が打たれて行ったのである。この間数年に亘って、混乱期が存在した。街娼が老に横行し、物議をかもしたが、当局の取締りが強化するに伴い、このような女達は或いは青線地域に、或いは赤線地域に追いこまれて、今日のような赤線或は青線地域全盛時代が、再び訪れて来た。

従来の赤線地域は、その歴史が古ければ古いだけ、社会形態学的に観察すれば、周辺の都市の結構造と密着して、しかも不可侵の防塞を築きあげて来た。そしてそれが集中すればするほどその都市の政者や経済と有機的関係を保ち、白日の覆力によって保護されて来たのである。赤線地域内の構造は若干戦前のそれと趣を異にする点も認められるが、赤線地域の本来の社会的形態は、現在においてもなお、戦前のそれ

と何等異るところがない。以下新興の赤線地域Hを例にして、述べてみよう。

○

H地域は都電の通っている大通りには直接面していない。都電の停留所から、戦災を受けていないアスファルトの横道を北西に入る。この横道には別に赤線地域に対する標示は認められない。しばらくは道路上に多くの変異は認められず、両側の家屋は、洋品店、菓子屋、パチンコ店、医院その他雑多の職業によって占められている。石塀の石置場をすぎると、突然道路に面した玄関口に、目かくしをつけたり、小塀をもうけたり、壁をぬりつけたり――言い換えれば、道路に面して建てた家の、道路側を改築して、道路に背を向けた家が十三軒ばかり並んでいる。この奇妙な家ならびを通りすぎると、小路の奥にネオンの光がさんざめく。H赤線地域が目近に望まれる。地図でも明かなように、この地域は一般住宅と相接し、ところによっては相交叉している。その結果として一般住宅居住者は、漸次赤線地域を相手とした職業に転ずるか、子女の教育を慮って移居せざるをえない。

横道に面した家々の職業構成は、一般の東京における下町住宅地のそれと大差は認められないが、赤線地域をかこむ小路に面した家々の職業の大部分は、酒場、飲食店、診療所によって占められている。赤線地域は形態的にみると、外にひらかれた町ではなく、内にいらかれた特殊地域で、己自らが一般社会に対して甲羅を作り、反社会的性格を明確にしている。

○

この地区は稀しく、戦災からまぬかれたため、昭和二十年五月頃、玉の井を焼け出された四軒の店が営業をはじめた。それが終戦をさかいとして、漸次増加し十月には三十軒になった。

とこくさにまぎれて、公認の赤線地域ではなかった。それが現在の組合理事長S氏の政治的活躍と、逐次積み上げられた実績の圧力により、区割制限令を空文化することにより、遂に公認の赤線区域となったのである。終戦後の虚脱状態は、地元住住者の結束をもたらす暇もなく、あっという

う間に現在みるような特殊地域が出来上ってしまった。

S氏は現在O区のXX業支部長として、区会は勿論のこと、警察、婦連所、議会と緊密な連絡を保ち、特殊地域の防衛国拡張に努力するばかりでなく、全国赤線地域の勇士となりつゝある。このような傾向は売春対策が世論にのせられてから、ますます強化されている。複雑や閉鎖された玄関によって、一般社会に背をむけているばかりではない。魔力の垣が二重三重にめぐらされている。

一例をここに掲げた地図作製の過程にとってみよう。恐らくこのような地図は、関係当局の手によって出来上っているほずである。しかし政策は我われの閲覧借用を、それとなく拒否した。すくなくとも業者の不利益になると考えられることにたいしては敏感であり、そのような行動が不利益であると考へていることは事実である。従って我われは多くの時間を費して、歩測によってこの地図を作製せざるをえなかったのである。

○

次に社会的形態上の特徴として注目すべきことは、業者組合と業婦組合との関係である。業者の組合は古くから存在していたが、業婦の組合が結成されたのは、終戦後のことである。昭和二十一年一月付の「公娼制度廃止に関する覚書」が政府に手交されたのを機として、公娼地域の業者は、当局の了解のもとに急速に看板のぬりかえをはじめ、貸座敷→接待所→特殊料理店→カフェーと名称の変更がみられた。この間において、業者と業婦との関係には、従来とは異ったものが現れて来た。業婦組合の誕生がその一つである。かかる組合を「保健組合」と称して、その誕生、育成には当局があずかって力があった。組合の目的は当然、業者と業婦との間の互代の分配、集団的保健衛生にかんする事項が主たるものであるが、業者組合と業婦組合の関係は、このような場面でも現代的な経営者対労働者の関係とは稍〻趣を異にする。どこまでも業者は「オトウサン」であり「オカアサン」が「マダム」である。また「保健組合」の地域を超えた結束も実質的にはほとんど発見出来ない。従って昭和二十四年頃の分配率—業者四業婦六の比率は、

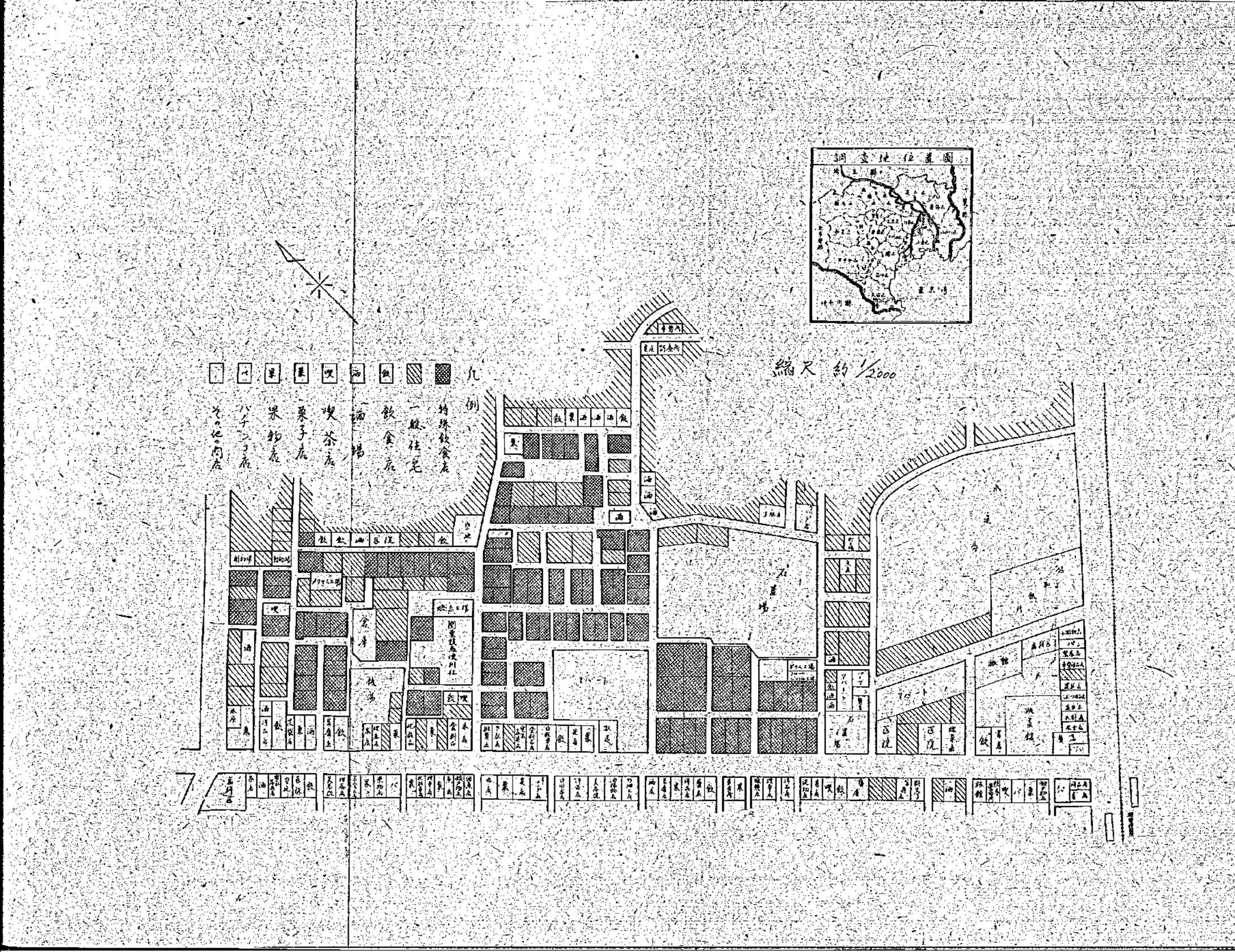
調査地位置圖
縮尺 約 1/2,000
凡例
特殊飲食店
一般住宅
飲食店
一酒場
喫茶店
菓子店
果物店
パチンコ店
その他の商店
飲
酒
喫
菓
果
パ
市場
公園
石畳場
旅館
ホテル
浴場
料亭
映画館
劇場
郵便局
銭湯
駅

最近では漸次逆転しつつある。このような搾取の強化にたいしても、組合はほとんど抵抗を示さない。封建的な主従関係は、二つの組合関係にもなお強く存在している。

このような二つの組合の関係は、対外的な場においては更に強化される。対売春禁止運動においてみられる両者の関係は、むしろ表裏一体となって、赤線地域の維持確保のために、水もらさぬ共同戦線をはっている。一般的にいって、小数民族や反社会的集団は、その内部においては、激しい緊張関係が存在する場合でも、対外的には統一ある行動を取るのを常とする。業者組合と業婦組合とは、理論的には利害相反してはいるけれども、対社会的には相互に提携して、自己保存のために統一ある行動をとるのである。一部には自覚した業婦が存在はするが、彼女等は組合幹部にはなれないのである。業者の圧迫は、彼女等の身辺にひそみ、多数の彼女等は現在の実情を肯定せざるをえない。従って業婦等のうちから、貞淫否定の運動は、ここしばらくはおこらないであろう。

第三　赤線区域の実態概要

一、はしがき

本調査では赤線区域の実態をつかめて客観的につかもうと、いうのが狙ひであつたが、費用その他の事情で充分な成果を挙げることは出来なかつた。

大量調査がいろ〳〵な点から不可能であつたので、十三名を対象とし、特にその中の二名について

は出来る限り詳しく調査した。調査区域は、新橋及び吉原である。

これらのきき取り調査を補強する意味で新聞記者、取締関係者、赤線区域の業者と面談し且資料の

提供をうけたが執筆にあたつては更に次の諸文献を参考にした。

神林　清「戦後日本の売春問題」

長次郎「売春婦の性生活」

仝　「四体の白書」

伊藤永之介「人身売買地帯を往く」改造一九五四年四月号

仝　「売られ行く娘たち」婦人朝日一九五四年二月号

藤高守内「吉原の明暗」婦人公論一九五四年六月号

長辺寛「赤線区域の経済白書」東京都内ヤ一集

自由国民社「東京のよるとひる」

業態婦文集「明るい谷間」

大河内冨子編「よしわら」

二、赤線区域（東京）の概況

戦争中も主として軍部の需要を満たすために細々ながらも続いてきた売笑施設に対して政府は敗戦

後進駐軍用特殊慰安設備として整備するため、昭和二〇年八月二三日、貸座敷、慰安所、茶屋、待合、料理屋、遊技場等の代表者を召集して、政府融資五千万円、民間融資五千万円とでR・A・A協会を設立、特殊婦一万名を募集し、所謂「性の防波堤」の役割を果さすべく企画したのである。これらの施設が廃政者の所期の目的にどの程度かなつたかは明らかでないが、政府自ら売春を公認し当時一般大衆がインフレの波にあえいでいた時、業者に莫大な利益を与え、性病の蔓延に貢献したことは事実のようである。

ところが昭和二一年一月二二日付を占領軍最高司令官代理アレン中佐から政府に対して「公娼制度廃止に関する覚書」が手交された。これによつて永い公娼制度の厄史がその幕を閉ずるわけであつたが実状は、業者と売婦の関係が何程か自由になつたというに程度で、公娼の默認に代つただけであつた。すなわち、昭和二一年一月従来の公娼制度を支えていた「貸座敷営業取締規則」にもとずく貸座敷から特殊料理店、昭和二二年七月、喫茶店などに昭和二三年九月、風俗営業取締法の施行にともなつてカフエーと自まぐるしく看板だけは変転しただけで実質は売春を直接の業態とする所謂「赤線区域」として特殊に近き隆盛ぶりを示している。

昭和二六年五月の文化庁の調査によれば東京都内の赤線区域は十七ヶ所、一〇一二軒、従業婦三九五七名で、昭和二〇年を一〇〇とすると業者六八七%、人員六八五%の増加となつている。その内訳を地区別に示せば次の通である。

所在地	業者数	業態婦数
吉原	一九二	九七〇
新宿	七八	四八〇
玉の井	二〇一	四一〇
墨堤の街	九九	三四二

愛知	七二	二〇〇	二〇〇
清水	七六	二ヒ〇	二ヒ〇
東京パレス	五三	一ヒ〇	一ヒ〇
新小岩	七八	一四二	一四二
千住	四七	一四一	一四一
立石	五三	一三〇	一三〇
武蔵新田	三三	一二一	一二一
立川錦町	二九	七九	七九
立川羽衣町	二四	七四	七四
品川	一二	七二	七二
八王子	一三	五六	五六
調布	六	三七	三七
新吉原	三一六	一四八五	一四八五
所在地	業者数	業態婦数	

更に昭和二六年七月十二月の警視庁及び国警東京本部の資料によれば次のとおりである。

新宿	七六	四七六	四七六
渋谷	一〇	五〇五	五〇五
三の井	一一九	三六九	三六九
埼玉の府	一〇九	二九八	二九八
亀戸	九二	三〇七	三〇七
新小岩	七九	一八八	一八八

東京パレス	五七	一一八	
千住	五二	二二一	
立石	五一	一二一	
武蔵新田	三六	一二二	
立川錦町	三三	一一七	
亀有	三九	一八〇	
立川羽衣町	二四	九七	
調布	一〇	二六	
八王子	一四	六四	
品川	九	三七	
八丁畷	九	五七	
計	一二四三	四八一五	

前年度の調査と比較すれば業者数三八五名業婦数八五八名の減少となつている。

三、転落までの事情

(一) 出身地

戦前の場合、農村地帯に東北地方の農家出身が圧倒的な多数をしめ、過剰的に襲う飢饉のため一家の犠牲になつて売られてくるというケースが最も多かつた。現在も絶対数に於ては東北農村地方の出身者が多数をしめているが、戦後の特徴的な傾向としては都市出身者が可成りの高率を示していることである。われ〳〵の調査対象となつたものの出身地別は、東京 七、福島 二、新潟 一、石川 一、茨城 一、秋田 一、であつたが、吾妻氏の昭和二六年吉原地区に於ける調査では次のような数字が出ている。

（%は全体に対する比率）

		市	郡	計	%
東北	計	43	204	247	100.2
	宮城	7	3	10	4.0
	福島	3	8	11	4.5
	青森	4	14	18	7.3
	岩手	11	63	74	30.0
	秋田	6	18	24	9.7
	山形	6	32	38	15.4
	新潟	8	44	72	29.2
東京	東京	131	9	140	56.7
関東	計	64	157	221	89.5
	栃木	8	35	43	17.4
	群馬	8	15	23	9.3
	埼玉	5	31	36	14.6
	千葉	10	28	38	15.4
	茨城	13	40	53	21.5
	神奈川	20	8	28	11.3
中部・北陸	計	15	52	68	27.6
	長野	1	7	8	3.2
	静岡	1	12	13	5.3
	愛知	4	24	28	11.3
	石川	4	4	8	3.2
	富山	2	3	5	2.0
	福井	1	1	2	0.8
	山梨	1	1	2	0.8
	岐阜	1		1	0.4

都市出身者が増加した原因としては敗戦による生活難の一般化が主要なものとして考えられるが、占領下における社会環境の急変特にパンパンの日常平均的な当区一性道徳の混乱等の影響も看過出来ないであろう。したがつてこれを行為を反社会的行為とみる意識が特に都市の一部女性の間で薄弱になつていることも事実である。

(二) 教育程度

戦争による社会変化の大きな変化により、業婦の教育程度は戦前に比して一般的に高くなつているようである。例えば特に外人相手のパンパンの方が集娼よりも教育程度が高いといわれているが、新宿の業者の言によれば三丁目赤線区域に働く女性の約五〇%は旧制女学校乃至新制高校の卒業者又は中退者で、専門学校・業者が二、三いるということである。

われわれの調査対象となつた者の教育程度は、男内専校中退一、女学校卒五、新制中学中退一、義務

小学校一、小学校卒五、小学校中退二、であつた。

亜次氏の吉原地区に於ける調査は次のようになつている。

教育程度	統学しない者	小学校 中退	小学校 卒業	高小卒又は中等学校中退	中等学校卒	専門学校	合計
総数状況							
実数	2	30	81	64	22	2	200
%	1.0	15.0	40.0	32.0	11.0	1.0	100.0
合計	2	111		64	22	2	200

教育程度が一般的に高くなつているということは、戦前の業婦が全く受動的に家の犠牲になつて売られていつたことと比較して、戦後では或る程度自己の意思にもとづく転業が多くなつているという事態と考え合はさるべきであろう。尚外人相手の街娼の教育程度は全国の平均教育程度を上回つているが、集娼の場合とともに教育がそれ自体転業の阻止にどのような力を発揮し得るものであるかも考えなくてはならないであろう。

(三) 前厂

最近の赤線区域は業婦の出入が、街娼→集娼、或る区域→他区域というように非常にひんぱんに行はれているので、その前厂を追跡につかむことは困難であるが、調査によつて得たところを綜合すれば大体次のようである。

温中数は、飲み屋、ヤミバレー、芸妓屋、特殊喫茶等の接客業又は水商売につとめていた者と、青線区

母、各種パンパン等すべて売春行為の経験をもつている者とによつてしめられている。その他が前記の素人しろうと直接入つて来たものでその経歴、職業は要種多様である。われわれが面接調査をした者については次のようであつた。

A女、二八才、金次で家業の織物業に従事していたが戦災、肉親、商売の行づまり、夫との死別等の悪条件が重り、生活苦のため上京後いくつかの職業を転々としたが最後に赤線区域に入つた。

B女、二六才、石川県生れ、恵まれた家庭に育ち、女学校卒業後会社に勤めていたが、そこで知合つた男性と親の反対を押切つて結婚したが、その後夫婦仲がうまくゆかず、結局離婚しその精神的ショックと今更家に帰ることも出来ないための生活苦とで転落の途をたどらんだ。

C女、二三才、東京生れ、医者をしていた父親の一人娘として、女学校卒業まで恵まれた家庭に育つたが両親が相次ぐで急死、残つた財産を親類の者にごまかされ、恋愛結婚をした夫は結核で死んでしまつたので現在の職業に入つた。

D女、二二才、東京生れ、戦災後の貧しい家庭にいるのがいやになり家出して転々としたが結局特殊喫茶で働いている中に男にもてあそばれ赤線に入つた。

E女、二九才、東京生れ、女学校卒業後、職業軍人と結婚したが、夫の戦死、敗戦による社会の変動で子供一人を養つてゆくため、いろいろな職業を転々としたが、唯一の生甲斐であつた子供に死なれ、失望と生活苦のために赤線に入つた。

F女、二七才、茨城県生れ、実家で農業に従事していたが結婚のため上京、その後夫に愛人が出来離婚されたが村に帰ることも出来ず、飲み屋につとめていたが友人のすすめで赤線に働くようになつた。

G女、二八才、秋田県生れ、貧小作半々程度の農家に生まれ家業に従事していたが父親が中風で永くわずらい、生活に困窮し同村出身で赤線に働いている者からすすめられて現在の職業に入つた。

H女、三二才、東京生れ、諸資産を父とし、小学校中退で、転々と職業を変え、最後に芸妓屋の女中をしていたが、母親、兄弟に送金するため収入が少ないので赤線に入つた。

I女、三八才、東京近在の小地主の家に生まれ、専門学校中退、夫が子供一人を残して戦死、敗戦後の社会の急変で実家に頼ることも出来ず、飲み屋につとめていたが収入が少なくて生活が出来ないので、子供を親類にあずけて赤線に働くようになつた。

J女、四十才、新潟県生れ、父は土木請負師であつたが若水トンネルの工事で負傷その後八年間入院治療したが死亡、そのために生活が非常に苦しくなり、二三才のときから、飲み屋につとめ、その後水商売を転々としていたが三年間から赤線で働くようになつた、途中一度結婚したが失敗して離婚した。

K女、二七才、東京生、女学校卒業後、金融関係の会社に勤めていたが戦災で家と両親を失いその後結婚したが生活苦のため赤線に働いている者からすすめられて現在の職業に入つた。

L女、二五才、福島県生、幼少のとき両親と死別、叔父の家に引とられたが生活が困窮していたので小学校卒業後転々と職業を変え結局叔父一家の生活を見てやるために赤線で働くようになつた。

M女、二三才、東京生、四才のとき実母と死別、後の継母であつた父親と継母に育てられたが戦後に引つづいて昭和二二年の水害で家を流され生活が苦しくなつた。たまたま赤線に働いている友人からカフエーで働かないかとすすめられ赤線と知らずに入つて来た。

(四) 転落の動機

前節に関連する「転落の動機」も多くの者についてそれぞれの貧困をさぐりあてることはきわめて困難である。戦争及び敗戦によつてもたらされたアノーマルな社会的諸条件のもとに規制されつつも夫々の特殊性をもつ家庭環境、家出、失恋、夫との生別死別、誘惑、自暴自棄等々の個人的条件とが複雑により合はされて各人各種の動機をつくり出している。

雪吹氏の街娼についての調査は転落動機の比較を次のように示している。

生・活・苦　四大・七%

自暴自棄	〇、三%
酒	一三、〇%
好奇心	一三、四%
家族不和	三、〇%
家出	五、九%
その他	八、七%

われわれの調査では種々の事情から大量調査が困難であつたため、特に二名を選んでこれを出来るだけ詳しく調査してみた

A子の場合

家族は父母、姉（二十七才、未婚）妹（十八才）弟（十二才）である。

父は徒弟から仕上げた染物職人で、日本橋で染物屋一点張実践を営んでいた。第二次大戦まで使用人女中を使つて相当大きくやつていたが、昭和二十年三月の空襲で家・家財道具等を殆んど焼失し、当時六才の四女もこの時焼死した。その後一家は新潟県に知人をたよつて疎開し、父親が長野県からリンゴを仕入れてこれを行商して生計をたてていた。家族もわずかな農耕の外は行商の手伝をしていたが、途中長女は東京の伯父（父親の姉）のところから船会社に就職した。この姉は女子商業を優等で卒業した人一倍真面目な性格の持主で現在もここに勤めている。

A子は姉に比べると性格の弱い反面気手好きなところがあつたが田舎で果実行商の手伝をしているのがたえられなくなり、昭和二三年十六才（新制中学在学中）で両親に無断で上京、姉のところに行きそこから洋裁店に勤めるようになつた。しかし此処でも伯母が日常生活にきびしく干渉するので居づらくなり洋裁店に住込みで働くようになつた。

一方父親は昭和二四年まで果実行商をしていたが今年春りの家族をつれて上京、再起にもどるべく新

生したが資金その他の関係でうまくゆかず、日雇労働者になり、母親は内職程度のことをして生計をたてていた。

A子はその後二三の店を転々としたがその間に家族との連絡を絶つてしまい、結局新宿のキヤバレイ（特殊喫茶店）に勤めるようになつた。そこで働いている中に進駐軍につとめているという男と親しくなり肉体関係にまで発展したが、結果はもてあそばれたあげくすてられてしまつたのである。その打ちひしがれた半ば捨ばちになつているとき、全興茶店の外に赤線区域に数軒の店を経営している主人からもつと稼ぎ利な条件で働かないかと話をもちかけられ遂に売春に身を落したのである。男にだまされて自暴自棄になつたということもすべて仕組まれたワナであつたのだと両親は言つていたがその真相はつかめなかつた。

その後父母は某大学附属病院の住込小使に就職した。父親は仕事熱心な真人気質をもつた人であるがそれだけについこくなところがあり、意情に強いところがあるように見られる。現在の職業を生業のようなことをしていると軽蔑し、商売をしたい強い希望をもつていたが、勝負ごとも好きだとのことであつた。母親はこれと対照的に地味で真面目な性格で忠実な勤務振りを上司から望く評価されていた。家出のことと関連して、新潟での果実行商の手伝は母親の自分にとつてつらい仕事であつたと語つていた。

両親はA子が赤線区域で働いていることを偶然のことから知人によつて知らされ、その知人にたのんでA子をつれて来てもらい、上京以来はじめて会つたのである。その後は一ヶ月乃至三ヶ月に一ぺんずつ位A子は両親のところを訪ねて二万～三万程度の金をおいていつたのであるが、母親はそれをそのまま貯金してA子名義で貯金しておき、A子はまたそれを必要の折には持ちかえつて使つていた。両親は勿論姉も早く現在の職業から足を洗うことを説得していたが、本年四月中旬荷物全部を引取つて店を止めたのである。

調査途中でA子が姿をけしてしまつたので店の所謂「ママさん」に消息をたずねたが「借金を残して逃げたし」としか言わず調査の手がかりが得られなかつたのであるが、調査者が苦心の結果やつと本籍地だけを知りえたのでそれをたよりに区役所―住民登録―をたどつて両親をさがし出すことが出来た。両親は「借金があるなどとはとんでもない」と憤慨して部つていたが、店が荷物全部を渡したところから借金などはなかつたのであらう。

父親の言葉によれば、A子は現在数年に亡たる身体の酷使からくる疲労をいやすためにあるところで療養しているということである。孔手な性格をもつ半面、内気で両親にさえも自分の思つていることを充分に話せないというA子が、数年に亡たる娼婦の生活からどのように更生してゆくかを両親とともに、案ずずにはおられない。

B子の場合（三〇才）

茨城県水戸市近在の農家に生まれた。家族は父親、第二人、妹一人である。以前は村でも一二の大きな農家であつたがB子が育つ頃は中以下に下つていた。B子は高等小学校卒業後は家事の手伝をしていたが戦後信州出身で川崎の某工場に従業員として勤めている男と結婚して分市に家庭をもつた。やがて妊娠したが「シカンル」のため大手術をし、それ以来子供を生む能力を失つてしまつた。夫はその後他に愛人をつくり、家庭はつめたくなつてしまつたが昭和二五年に夫から追出されるような形で離婚されてしまつた。しかしB子は今更何に帰るのも本家が悪いし、生活の苦しい自分の家に帰る気もしなかつたので大森にいる同郷の知人宅に身をよせていた。その中にその家の娘の友人が新宿のノミ屋につとめているというのでその紹介をさそこに住込んで働くようになつた。屋台店をすこし大きくした程度の粗末な一杯ノミ屋で店のうしろの三畳ほどのところに、そこで働く女たちが寝どまりしていた。女将は店の女の子たちに客をとることをすすめ、その子たちも店がしまつてから毎晩のように抜け出してゆくのをB子は見ていた。しかしB子自身はそのような行為はことわつて来た。こうした生活が何ヶ月か続いたが、経

済的には生活してゆくだけのトントンの収入にしかならなかつた。その頃前にその店に働いていたが現在赤線にいるという女が時々遊びに来て、もつと収入が多くて楽な仕事に変らないかとすゝめていた。

B子は現在のような中途半端なところでしかも経済的に余裕のない生活よりも、一思ひにとことんまで行つてしまえという気になつて赤線で働くようになつたのである。田舎の方には、収入の多い飲食店で働いているということにして時々一万―二万の仕送りをしている。弟と妹が相次いで結婚したがこれに対してもそれぞれ十万円位い費用をB子が負担している。この結婚式にはB子自身が出席して親族一同との記念写真にも入つているが、親族の人たちはB子が身体を売つて金を貯いでいるなどとは夢想だにもしていない表情であつた。この外にもう一人の弟が結核で療養しているがこれにも時々送金している。

B子はいままで親兄弟のために貯金もほとんど殆ど使つて来ているが、自分の年令や身体のことをかんがいて、そろそろ何とかしなければならないと思つている。子供を生めないのを結婚することは断念し、これから出来るだけ貯金して所来下宿屋でもして暮してゆこうという計画をたてゝいる。

（五）娼婦の経路

赤線に働く女性たちが直接的にはどのような経路で入つて来るか、言換えれば赤線の経営者はどのようにして店の女の子を入手するかという問題は、非常に重要であるが、これについて統計的な正確さをもつてその実態を明らかにすることはほとんど不可能である。

したがつて此処では、調査によつて各方面から得た知識にもとづいて、これをいくつかの型に分類して説明して見よう。

1　店員募集

仲介者なしで直接本人が店を訪ねて話をきめる場合がこれに入るのけである。赤線区域ではほとんどすべての店員に「明朗な近代的女性を求む」という求人広告が出されている。

この広告が実際にどの程度効力をもつているかは疑問であるが、神崎清氏は戦後日本の売春問題については次のように言つている。

「現在のヨシワラでは力フエーの斡旋広告をみて、ふらふらと出てきた若い娘がいおゆがいしますしといつて、毎日やつてくる。」

「根拠明のない者の多いところから考えるとその大部分が家出娘なのではないか」

しかし実際にこの広告で素人の家出娘がそう多数入つてくるとは思われない。結局店頭に直接出て交渉するというのは他のうまくかり来た者、商売に仕いていた者、街娼等が多いのではないかと考えられる。業者たちは、現在大部分が店頭専業で全く本人の自由意思による就業であるということを強調しているがこれも多分に宣伝効果をねらつたものと見るべきではなかろうか。

二、他の店に紹介をはつておく場合

赤線区域の経営者は他に喫茶店、キヤバレー等を経営していて、そこに仕く女性の中から適当なものを引抜いて赤線に廻すという方法である。或は他人の経営する特殊喫茶、キヤバレーなどと連絡しておいて適当な女性をさがしてもらうという方法もとられる。いずれにせよ、女を経済的な好条件でつつたり精神的な打撃を利用したりするわけである。

三、ブローカーの手を経る場合

ポン引、スケコマシ(注)周旋屋等かいわゆる人身売買業者の手を経て来るもので、暴力、詐欺、誘拐等の犯罪的手段をともなう最も悪質な場合である。赤線経営者又は類似の店の経営者と結託して田舎から娘を買出してくる周旋屋が時々新聞紙上にもあらわれるが、その実態をつかむことは非常に困難である。

ポン引、スケコマシの対象になるものは家出人、就職の目的で上京して来る田舎娘等である。

(注) ヤクザ社会の語　スケは女、コマシはだます、たぶらかすの意、女を甘言でつり、さんざんもてあそんだ末売りとばす。

第一図「家出人(女)の転落」(警視庁統計)

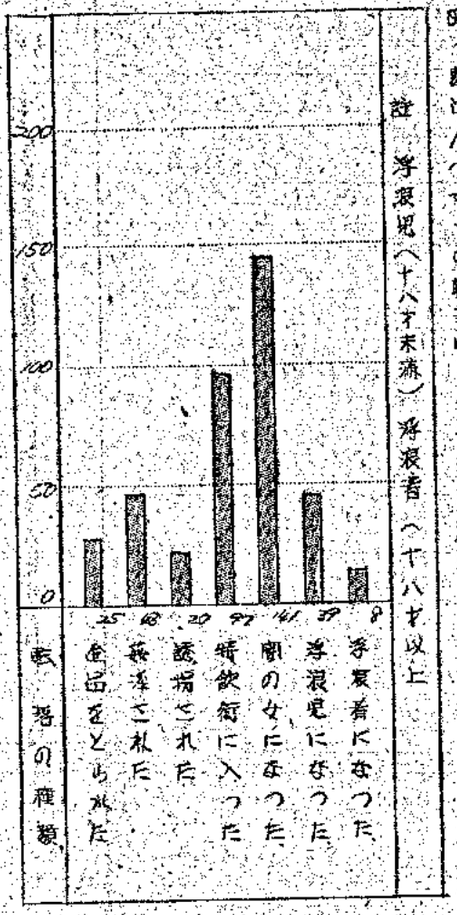

第二図「家出人の増加」(警視庁統計)

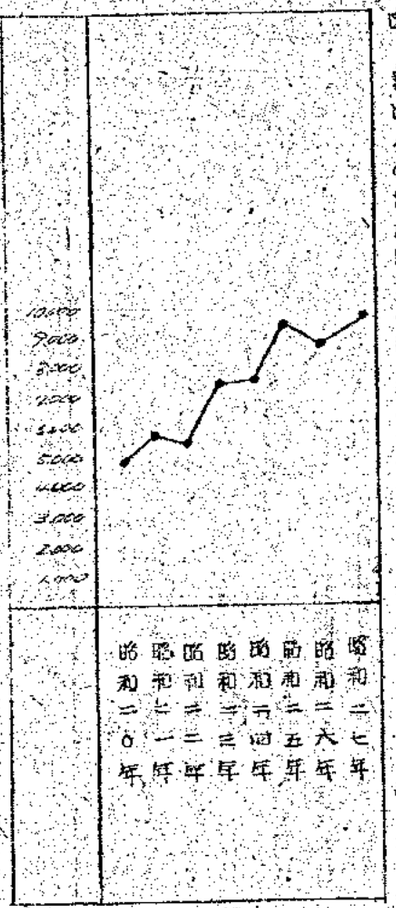

第三図　家出の動機（上野署調）

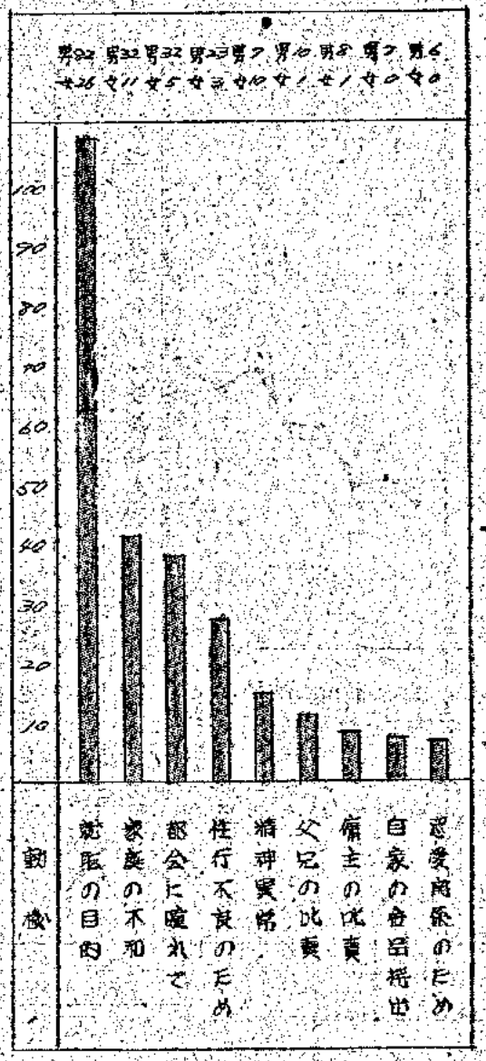

家出娘、就職しようとして上京した田舎娘を誘拐し売りとばす、ポン引、スケコマシ等は人身売買ブローカーは商業者等と緊密に連絡をとり担当組織的に動いているようである。したがってその実態をつかむことはわれわれの調査では不可能であるので、此処では家出娘がどのように誘拐され売りとばされるかを実験した某新聞社の記者の話を紹介しておこう。

素人娘を　田舎出の娘に仕たて、上野駅に立たせた。それに、カメラ班と尾行班をつけ、気づかれないために、カメラ班は父親と子供、尾行班はアベックということにした。最初は上野駅、次に西銀座の屋上と場所を変えたが何の反応もなかったので最後に上野公園の西郷銅像の前に立たせた。約一時間経ったと、三方から男が近寄って来て、そのまま又散って行った。それから三十分経して三人の中の一人が近づいて来て時間をきいた。それに答えると、「どうしてこんなところにいるのか」ときいてきたので、

娘は聖の如く、田舎から家出して来たが、持金は全部貰い果し今更家に帰ることも出来ないとゆうことをもつともらしく答えた。その男は「映画でも見ないか」と誘い二人は彼の下の映画館に入った。やがて映画から出て来た二人は地下鉄の渋谷行に乗った。カメラ班と尾行班は前後の車に乗ってついて行ったが　途中カメラ班は終点のドサクサで子供をつれているためにはぐれてしまった。尾行班も階段を上って外に出たとたんに二人を見失ってしまった。あわててその辺を捜したが見つからず　結局警察に連絡して八方捜したが全く見当がつかなかった。素人娘に若しものことがあったらと大変心配していたら　翌日午後四時頃その娘がハイヤーに乗って社の方に帰って来た。以下その娘の話である。

地下鉄から外に出た時発車寸前の都電に乗せられた　娘は電車のガラス越しにはぐれた尾行班がマゴ〳〵しているのを見つけたが　声をかけることも出来ず　電車はそのまま発車してしまった。やがて「タカバシ」で降り、男は「腹時でも飲まないか」と誘ったが誰もついていないので不安のため拒絶すると「それをは少こし休もう」とある旅館につれこんだ。部屋に入ると男が「トイレに行ってくる」と出て行ったので娘は荷物もそのままで玄関まで走ると帳場の女将が「何処へ行くか」とたづねたので「一寸紙をかって来るから部屋にある荷物をとってくれ」と言うと「欲しい家にあるから買いに行く必要はない」とことわった。女将の態度や言葉から男と連絡がとれていることがわかったので、娘は玄関にある下駄をつっかけて通りにとび出し流しのタクシーをひろって社まで帰って来たのであった。

実験は娘のキテンによって無事に終ったわけであるが、普通の田舎娘の場合はここから悲劇が始まるのである。

連絡のついている旅館に連れこんでからはいろ〳〵な方法がとられる。その一は一週間位全く手出しをせず映画を見せたり、うまいものを喰べさせたりして、単純な家出娘の歓心を買い匿んで身体を任せるようにしむけその後で「実はいまはやっていた商売がうまくゆかなくなって困っている　此処で何

万の金があれば何とかなり抜けることが出来るのだが、ということもあるいはまたすっかり同情させて身をうることに同意させるのである。その二は親類から暴力又は威嚇等などを利用して肉体関係を結び、身体を許した男性には縛り人形のように従順になる。という目的のための心理を巧みに利用してこれを売りとばすのである。

このようにして売り込んだ後尚まとわりついて女から金品をゆするのが所謂「ひも」である。ドヤ街をはじめこのようにしてもしば多くの人身売買の周旋屋が東北地方を中心として未だ相当動いているようである。伊藤永之介氏によると東北の貧農の娘がこの悪質な周旋屋によって少からず苦境に身を流めている。周旋屋というのは、戦前に周旋業の免許をもつていたか又はもぐりで周旋屋をしていたもの、或は娼妓や酌婦の工場に出稼した経験のある女を、使用者と就業者と双方の縁故関係をたどつて周旋する者が多く、貧農や日傭の家族をたずねて甘言を弄し、最低一万から最高十万円程度の前借金で娘を売り飛ばし、一人から平均五千円～一万円の周旋料をとつている。最近周旋屋の組織が複雑になり、大もとから一番下の手先までの間は、二段にも三段にも仕組まれていて関係官庁の捜査を困難にしている。また防止法、取締法、児童福祉法等があるので、自分の意思で行きに行くということを本人に表明させて法をくぐるというまがうたれている。

要するに東北地方の貧農の子女は、周旋屋その他の手を経て都市、工場地帯に流れ出し、直接赤線に入る者、職人として等何赤線に入る者などに分れはするが、落魄地帯の中心的な働き手となつているのである。

4. 赤線経営者自身による募集

赤線経営者が一名乃至数名で地方に出かけ、その地方の飲食店、料理店、旅館等に働く女に現金を渡せばひかし、好条件の話をもち出してかり集めてくる方法も行はれている。この場合も、本人の自由意思によつて就業するという形がとられている。

5. おとり募集

赤線の経営者が自分の店で使つている女で相当長期間働いていて信用出来るものを、その郷里に帰省させる。この場合女は装飾品に着かざり現金も豊富にもたされるのである。田舎で工にさみれて貧しい生活をしている年頃の娘たちは女の服装や金づかいにすつかりはなやかな都会の幻想にとりつかれ、結局好条件につられて出てくるのである。

四 就業関係

(一) 契約状況

赤線を女が働く場合、書面による契約は勿論口頭でも就業条件について取きめをするというようなことはない。要するに働くという約束だけで就業関係に入るわけである。経営者が割合に神経をつかつているのは、女の年令の点である。年令をいつわつていると思られる者に対しては、労基法第百十一条による「身上調査に関する照会書」を本籍地に出しているが、これも要するに違反をのがれるための形式にすぎないようである。

(二) 就業日数

各人によつて差異があるが大体一ヶ月三五日から二八日程度の実働日が普通である。休暇は病気治療や特別の場合を除き一ヶ月一日乃至三日である。

(三) 收入状況

赤線での遊び方は現在遊び（シヨート）時間、とまりの三種類である。それぞれの料金は、区域、店、時間の早晩、女の子の稼ぎ具合等々によつて相当のひらきがあるが、一つの店でも或る程度の巾があるが、普通遊びが五百円前後、泊りが千円前後、泊り午時以降三千円から三千円程度というところであろう。吉原には泊り二万三千円というところがあるがこれは例外中の例外である。

次に最も高の配分であるが、昭和初年頃の吉原では九二の比率をおいた。泊五円の場合に女の手取は五十銭で、その内訳は

(イ) 小物代（フトン、敷布、机カバー）一円五十銭（三割）→経営主

(ロ) 手取五十銭（一割）→女

(ハ) 医療費（前借に対する）一円二十銭（二割四分）→経営主

(ニ) お内所（至誠主）やりて、牛太郎の割前、祝金）一円八十銭→至誠主

その後右のような割は次第に二割三分、三割五分というふうに業者に有利に変って来たが公娼制度廃止のとき即ち昭和三十一年二月に吉原では警察の立合で一食はして泊四分にという協定が成立した。しかしこの協定も次第に崩れて来て現在大体総額の一割を天引（祝金）し、残りを店主六分、女四分に分けるのが普通のようである。このように分配した後で諸費用を誰方からかの程度負担するかによって更に実收に差が出てくるのである。

好条件の例としては、店主が六分の中で、食費、設備費等を負担する場合である。反対に悪条件の例としては、女が四分の中から食費、設備費（寝具代、敷布代、部屋代、衛生費、クリーニング代）等を負担する場合である。普通の場合でも女は四分の中から副食物、茶果費、化粧品代、衣服代等は自弁しなければならないから、実收は驚き高に比べると案外少ないものになるのである。

例えば一ヶ月二八日働いて九万九千九百五十円を稼いだ女の場合は、店主の取分は五万四千七百三十円（祝金を含めば六万四千七百七十円）で女は三万五千九百八十円となる。大体右のような配分関係なので、少こし多く仕送りをしようとする者、家具、調度、衣類などを購入しようとする者はいきおい店主から前借しなければやってゆけないということになるのである。

客から受取った金はそのまま所謂「ママさん」に渡し、五日目、十日目又は半月毎に清算される。新宿の場合は食費が一日一七〇円、組合費一ヶ月九百円である。

業者は配分も厳正に折半とし諸経費の負担が多くて決して楽ではないといっているが、所得税を納者が年額九千万、吉原と併せて年額三億を納めていることからもその繁盛ぶりが推定出来よう。業者には一人で何軒かの店を経営し、立派な一部宅と自家用自動車をもっている者なども少くないが、わが身を節度と病苦ですり減らして行く女たちと対比的である。

月平均収入　送金

(イ) 七万—八万円　二万九千円

(ロ) 八万（十万円）　三万—三万

(ハ) 四万五千円　一万五千円

(ニ) 三万円　一万円

(ホ) 三万—四万円　二万円

月平均収入　送金

(イ) 二万円　ナシ

(ロ) 三万円　一万円

(ハ) 二万円　五千円

(ニ) 七万—九万円　二万円—三万円

(ホ)

(四) 接客関係

接客関係についての統計的な実態をつかむことは困難である。

まず客種であるが一般的に云って吉原は商人、職人が多く、新宿はサラリーマンが多いとはいわれている。しかしこれらについての正確な調査はまだなされていない。したがって此処では、未経験者の実態を推測するまがりとして、昭和二七年二月から全二八年一月までに東京都売春取締令によって検挙された男子四四名についてその労働省婦人少年局の調査結果を掲げておこう。

一八—二〇年令

二七才　一　二四才　四　二五才　二　三四才　三

三九才　二　五六才　一　五八才　一

(イ) 職業

官公吏　四　教員　一　自由業　四　会社員　二七　重役　一　工員　二　商業　二

商業手伝　一、　運転手　三、　無職　一、　無記入　三、　歯科医　一、　事業主　一、　無職　一、

3. 学歴

小学校卒　三　高小卒　八　中学校卒　一三　新制高卒　三　専門学校卒　九

新制大卒　三　旧制大卒　六

4. 近ごろ行った動機

友達の勧誘　四　性的興味　二〇　妻の病気　一　自慢自案　一　女の誘惑　九　その他　一

酒のため不覚　一　酒の上　一　妻死亡飲酒の上　一　電車の矢頃　一　りんたくやの誘惑

一　好奇心　一　酒売が良くなって　一

5. その時の状況

酒をのんでいた　三二　のんでいなかった　二〇

6. 酒癖の状況

不嗜　二八　有毒　一四　死別　三

7. 家庭の状況

円満　四二　異記入　三

8. 遊んだのは初めてか

はじめてだ　二四　四　三四　七　四回　二　三回　六回　一　六〇回　三

二〇回　二　三〇回　一　月七　八回　一　月一回　一　わからない　五

9. 月収

なし　一　四〇〇〇〇〇〇〇　一　六〇〇〇〇　二　七〇〇〇〇　二　八〇〇〇〇　三

八五〇〇　一　九〇〇〇〇〇　一　一万　六　一万三千　九　一万七千　一　二万　七

三万　一　五万　一　六万　三　七万　一　八万　一　日収五〇〇円

(四)

一日の平均接客数		
接客数	実数	%
1	11	5.5
2	17	7.5
3	23	11.0
4	22	11.0
5	21	10.5
6	10	5.0
7	8	4.0
8	8	4.0
9	7	3.5
10	6	3.0
11-20	22	11.0
20以上	8	4.0
合計	200	100.0

1. 生活関係一生活意識

日課

売春の一日の日程は普通次のようになっている。

起床　九時前後　自室の掃除

朝食　十時　昼食　三時

就業　四時半頃

この間の空いている時間を洗濯、入浴、遊戯、外出等に費すが、仲に中、お化、料理、洋裁、編業ス

ワル等に通っている者もある。

2. 生活の中の楽しみ、いやなこと

われ〳〵の調査対象について以次のようなSが得られた。

(1) 一番楽しいこと

映画、演劇、レコード、芝居、観光旅行、ゴルフ、お茶、お花、料理、洋裁、編業、

しみがえること、

社会的に一日の接客数であるが、これもこの時代の情況によって著しい減少あり、個人的な差もあるの

で平均値を出すことはなかなか困難である。宮城氏の吉原地区における調査では次のような数字が出

ている。

(ロ)

一番いやなこと

身上をさかれること、外出して変な眼で見られること、家からたに帰るとき、若かい居物をつかいにされること、映画などから出て自分の帰る後い家庭がないこと、社会から冷たい眼で見られること

これらに関する厚次氏の調査を掲げておこう

現在の喜びの状態

有無の状態	具体例	実数	%	計 実数	計 %
あり	子供が無事成長している	15	40	38	100
	健康であること	11	30		
	毎日をつつがなく暮せる	4	10		
	兄弟(姉妹)が無事である	4	10		
	自分をはげましてくれる人がいる	4	10		
なし	なし	35	100	55	100

(ヨ) 映画

映画の友、サンデー毎日、文芸春秋、新潮、主婦と生活、婦人倶楽部、オール読物、小説新潮、おれの本、週刊朝日、婦人倶楽部、小説公園

イ、ラジオ(よく聴く番組)

ニ、エース、音楽、長唄、浪曲、ジャズ

ホ、印象の深かった映画

赤い風車、東じられた踊び、此処より永遠に、哀愁、日本の時代劇、にがい米、荒城の月、母物映画

ヘ、シエーン、波乱の美女

ト、支那政党

チ、社会党、自由党に投票した者の大部分は経営者かり家族された者で、一名は自分の商売上投票したと答えた

リ、社会党に投票した一名は戦争反対のためと答えた

ヌ、男女同权をどう考えるか

女は男にて歩ゆうるべきである 八、当然である 二、部合の良いときと悪いときがある

ル、女は実力がないから駄目 事柄による

ヲ、将来に対する希望

われ〳〵の調査対象は 将来に対する希望については、結婚したい者と、独立で活躍をしたい者とが大部分で、普通のお勤めがしたいというのが若干あった。男のみにくさを毎日見せつけられている彼女たちではあるが生活のために売春にまで転落せざるを得ない現代の女性の社会的経済的地位を身をもって知らされているだけに知って結婚による物心両面の安定を求める気持が強いのであろう。

謝雪政氏の調査には次のように現はれている。

有無	具体例	実数	%
なし		37	100
あり	家族と一緒に楽しく暮したい	8	80
	幸福な結婚をしたい	〃	40
	家族に安心させたい	〃	40
	正業につきたい	15	60
	現在の夫と別れたい	8	80
	健康になりたい	〃	40
	人に頼らない	〃	40

(六) 業婦の組織

新潟及び吉原には業婦の組織として、白梅会、新吉原保健組合がある。

白梅会の会則第一条には「本会は会員相互の親睦を図り併せて健康にして明朗なる文化衛生思想を涵養し福祉更生とともに婦人の向上を図る事項を目的とする」とあり、会則第五条には「本会は第一条の目的を達成するための事業を行う」

1. 心身の鍛練並びに向上を図る事項
2. 保健衛生思想の普及と定期診断、予防の実施に関する事項
3. 相互扶助並びに福祉更生を図る事項

4. 会員相互の人事相談に関する事項
5. その他目的を達成するために必要な事項

とあるが、実際には業婦が各人月九百円の会費を出し、検診、治療を自主的にやろうというのが狙いのようである。役員の選挙もおごりなしで、大体業者側の組合の役員が出ている店から業婦の役員も出ている。したがって組合員は会が自主的に就業条件その他について、店主側と団体交渉をするというようなことはない。経営者側が直接に拘束、干渉することを避けるため、至誠者のキモ入りで組織を作っているというのが現実状態である。

(七) 性病

赤線区域では現在業婦の組合を通じて定期的な検診が行はれているので街娼に比較すれば性病罹病率はたしかに低くなっている。

吉原、新潟の検診日は次のようになっているが他地区も大体同様である。

吉原地区

京町一、二丁目　火曜日　角町　水曜日　場町、江戸一　木曜日

新潟地区

検診日　火曜、金曜の二回　血液検査　月一回

新潟市の罹病率は二%内外と業者はいっているが正確なところは不明である。

雪政氏の調査では、吉原地区をみれば、八%の有症疾病率で、潜伏性梅毒患者は、終戦後六〇%をあつたが、最近は三五%の線を上下しているということである。これに比較すると街娼乃至散娼は有症患者二〇%—二五%、潜在梅毒患者七〇%—八〇%である。

このように街娼乃至散娼に比較しての罹病率が低いのは、定期検診と業婦自身が罹病すると仕事ができなくなるために積極的に予防措置をとることの結果であるが、一方罹病しても治るまで休むと収入に大きく影響

するので客をとりなおら手当をうけたり、或は妊娠中に他地区に移動する者があったりする事情をも考えなければならないであろう。因に業婦の平均定住率は五ヶ月で早いものは二ヶ月足らずで移動している。われ〳〵の調査した十三名も全部一回以上淋病に罹つた経験をもつていた。尚治療費はすべて業態婦の負担である。

(ハ) 更生

淋病を経験をもつ赤線の女たちが、その精神的、肉体的な影響をどの程度克服して更生の途を歩むかは大味深い且つ重要な問題であるがこれについてのまとまつた資料はない。

将来に対する希望の有無を見られるように彼女たちの多くは結婚生活に入るか又は独立の商売をすること、を望んでいる。経済的な数字はないが結婚をするという約束で自分の貯金や持物を男に全部つぎこんで結局だまされたり捨てられた者、妾又は結婚をして失敗し再び赤線にもどつた者等々がいるが結婚して正常な家庭を維持している者も少からず居るようである。調査した業婦の友人には盛重と結婚した者もいるということであつた。

盛次氏によると、業婦の結婚の相手になる男性の職業はほとんど中小企業のうちの小企業や肉体労働者で、青少年時代を不遇にすごし自分の腕一本でたたき上げたような人が多く、次のような業種を挙げている。

人　職　人

(1) 土木、建築関係

大工、左官、ペイ、石工、土方

(2) 手職関係

家具師、植木職、彫物師、指物師

ヒ職人（小工場主）

3. 商　業

(1) 一般　小商店主

(2) 不定職関係　写真師

ム　夜能関係

里転手、修理工

ム　其他関係

仲看

ム　自由職業

ク　公吏、巡査

五　業者の実態

(ニ) 組織

業者組織は都内一九個所に地区別のカフエー協同組合ヘミルク水の地区名を附す。例、新橋カフエー協同組合しがあり、都全体としては、赤家禁カフエー、料理、喫茶組合連合がある。後者は前者の連合組織で性格、機能もほとんど全く同一である。

新宿カフエー協同組合の定款には「本組合は、組合員の相互扶助の精神に基き組合員のために必要な事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、且その経済的地位の向上を図ることを目的とし、事業として、仕入、販売、保管、運送等の協同、金融、教育及び技術の指導、情報の提供等が挙げられている。

更に全国的な組織としては全国性病予防協会がある。その規約によつて本会は性病予防の徹底と国民体位の向上、社会衛生福祉の増進に寄与し、併せて世界の親和を図り、結束を強固にし、更に進んで経済の正常、恒久性を確立することを目的とするとあり、事業内容は、性病予防、衛生思想の普及

自主的検診、各色施設の改善合理化、関係当局との連絡、防衛隊就職の斡旋等が挙げられている。

以上が業者組織の概要であるが、その結束ぶりは相当強固であって特に売春禁止法案に対する反対運動には各方面に活発な働きかけをしている。

(二) 業婦に対する態度

赤線業者の三原則というのがある。それは

イ、前借をかけないこと

ロ、人身を拘束しないこと

ハ、サクシュしないこと

である。この三原則が必ず厳守されているかは、天々の地区、業者によって異るであろうが戦前に比較して、業婦の自由が拡大されたことは事実である。しかしこのことは一面業者のやり方がそれだけ巧妙になったとも見られるであろう。たとえば外出などは全く自由だと云はれているが、この場合次のような事情もあることを考えに入れなければならないであろう。

業者は業婦にすすんで部屋の調度類、衣類購入費に金を貸している。業婦たちも自分の部屋を立派な家具、調度で飾ることは客の受少にも関係するのでつい金を借りようとする。そしてその返済は業婦の働きの中から差引くわけである。したがって業婦が自分の部屋に洋服ダンス、鏡台、ダンス衣類等五十万円程度のものを置いているのはそう珍らしいこととは云はない。彼女たちが自由に外出しても これだけの品物を身につけ出るわけではないから外出のまい借金をふみ倒して逃げることはまづないし 万一逃げたとしても業者のもとには何十万かの品物が残るから損はないのである。

業者と業婦との分け前については既に述べたが更に業者が従来の命令と強制の態度から一応業婦の自主的自発的行動を前面に出して来ていることも一つの変化であろう。そしてその結びつきには封建的な人情論一親子論が強く作用されている。業婦が日常その経営者をパンパンと呼び、夜又は監督の女を

ママさんと呼んでいるように、業者と業婦は親と子のようなもので両者は持ちつ持たれつの関係におかれているということを業婦組合の幹部たちも口を揃えて強調していた。

以上のことから、直接の強制、拘束はなくなったにしても、より巧妙な別の形での支配が行はれていることは否定出来ないであろう。

(三) 売春禁止法に対する態度

赤線区域の業者が「売春禁止法案」に反対していることは勿論であるが、その反対の理由としては次のようなことを挙げている。

イ、現在の社会では何等かの形で売春の絶えることはない。したがって若しこれを法によって禁止すれば却って秘密化し、衛生その他の点で更に多くの害悪を社会に及ぼすであろう。

ロ、現在赤線で働いている女の九九%までは生活のために転落したもので、これらのものは天々に何人かの扶養家族を抱えている。業婦に正業を与えるだけでなく、その扶養家族にも生活出来る途を与えない限り問題は解決しない。現在のように失業者が巷にあふれているときに果してそれが可能であるか。

ハ、一合の酒で満足する人もあり、一升の酒でなければ酔えない人もいるように、人の性慾にも強弱がある。強い人は一人の女性では満足出来ないから妻帯者であっても赤線を利用している。このような性慾の捌け口が閉ざされてしまえば、一般の女性に対する性的犯罪が増え社会不安をひきおこすであろう。

ニ、赤線は三原則を厳守し自主的検診も行はれているが、青線、ドヤ街、私娼等は非人間的なサクシュの下で性病マンエの根源地となっている。これを放置しまま、赤線区域を禁止することは売春行為を青線以下に下落させることである。

業者たちは大体以上のような点を強調して売春禁止法案に反対している。反対運動として、関係当局

政党関係の陳情等が盛んに行はれているが、或る業者の話によると売春禁止法反対の署名を政党人に求めに行ったところ、業者の考え方には賛成で売春禁止法には反対であるが署名をするのは具合が悪いというので断られたそうである。禁止法反対に限らず政党と業者の関係も相当緊密らしく某地区の業者組合事務所には某政党所属大臣の業者のための書類が恭しく掲げられていた。

第四　赤線区域の設置と反対の運動をめぐる問題点

―M町の例を通して―

一　事件の概略とその意味

(一)　はしがき

以下に紹介し若干の分析を加えたのは、東京都南部のM町を中心として起り、現在（一九五四年三月）も継続している、特飲街の設置と、これに対する反対運動とのなりゆきである。いわゆる赤線区域を問題とする場合、それが、どういう社会的な勢力により、どういう権力が利用され、具体的にどういう手段で設置され、あるいは発展させられていったかいそして、これに対する反対運動が、またどういう社会的運動として起り、それがどのように成功しあるいは失敗していったか、という点が、重要な問題となる。この報告は、この問題の解明に一つの資料を提供しようとするものである。

ここにとりあげたのは、一事例だけであり、しかも、赤線区域としては、ごく小さい例である。もとより、この分析だけで全体をただちにおしはかることはしない。けれども、そこにみられるものは、筆者は、わが国の特殊的な前近代的社会構造、特にわが国民の前近代的な意識である。くわしくとりあげたのは一事例にすぎないとしても、部分的にえられる他の諸事例その他の参考資料とも綜括的に考察するならば、未熟と成が存在し、存在させられる、わが国社会構造のもつ性格的な欠陥が、イデアル・テイピッシに描出されうる。その意味における試論として、以下に後述を展開する。

(二)　事件の経過

事件が、事件としてクローズアップされたのは、一九五三年三月ころである。東京都M町の住宅街から

はすこしはずれるM部落の地内に、土地が選ばれ、建築用地が運びこまれた。その規模が普通の住宅とは異なることに気づいた町の人たちは、それが、同規格の三人やの家屋四十戸の計画をもち、町内の一中華料理店の店主、Rほか三名の名で、八王子保健所に対し、飲食店建築の許可願が食品衛生法によつて出されていることを、やがて知つた。それが、特飲街、赤線区域の設置を計画するものであることはあきらかである。

その場所はM町立一小学校からも、中学校からも、また都立M商等学校からも、三百メートル余という、ほとんど等距離の近くである。この三校のPTAは、異議なく応じた。第二、第三の各小学校、および商等学校のPTAとともに、他の団体の参加をもえて、特飲街設置反対期成同盟を結成し、設置反対のための運動を開始した。この運動は短時日の間に、急速に高まつたようである。やがて、M町教育委員会も、M町議会の全員協議会も、反対の趣旨を声明するようになつた。事の性質上、建築企画者の方では、積極的な対抗運動をすることができない。そこで、この活発な反対運動が、ジャーナリズムにもとりあげられ、特に読者、そのほか、神奈川、朝日、毎日の各新聞はこのことを報じだし、後には、NHKもこれを取扱した。

反対運動にとつてさいわいなことには、問題の場所が、かねて都市計画法と建築基準法とにもとずき、住居地域と指定されていた。八王子保健所は、その理由により、建築基準法四十九条一項を発動して、許可願を許さなかつた。反対運動の側では、運動の成功といい、建築企画者の側では、自分から進度したといつたが、結果としては、このように反対運動が成功した形となつた。それが、四月二十日までの約三週間のことである。

ところが、建築企画者は、ただちに別の土地を物色し、秘密裡にその所有者と契約をすませ、建築準備を進めた。警戒しながらも一応は安心した反対運動者たちが、これに気づいたのは、その地鎮祭がおこなわれたときであつた。それが五月三十日で、その間に、すべての準備をととのえたのであるから、この進行は巧みで早かつた。まだ反対期成同盟を解散しないでいた人たちは、ふたたび運動をはじめた。しかし、今度の運動は、いくつか不利な条件が重なつていた。

決定的には、その場所がM町内でなく、隣りのS町にあることである。その場所は、M町の中心部のすぐそばを流れる小川の反対側であるので、前の場所よりは、M町市街地から近いとさえみられるところであるのに、ともかくも、行政上は隣町にある。それは、心理的にM町の人に問題意識を薄くさせる。また、現実の問題として、結学校の場所からは遠く、M町の生徒たちがそばを通りかかることもないから、父兄の関心も遠ざかる。そして何よりも、M町は東京都に属し、特殊飲食店についても一般の関心の高い中にあるのに、S町は、神奈川県に属するのであり、その上、S町といえば、座間軍基地の関係において立つ町であり、特飲街問題への批判も一般に強い。神奈川県の公安委員会としては、町はずれの田の中の土地のことであり、M町との近い関係も思いつかず、M町で問題のあつたことも、知らないか軽視したことであろう。企画者の巧妙な文面によつて、建築許可が簡単に下された。法律的には、企画者は建築する権利を与えられた。工事は着々進められはじめた。

このような現実の進行に対しては、とかくあきらめが早い。反対運動をここにも展開することについて疑問を呈する人もいる。その他諸種の事情からんで、運動から身を引き、または積極さを失なう人が出てくる。他方偶然としに設置賛成の声も出てくる。附近町村の青年層の集まりと称する、特飲街設置促進委員会も形成されたと伝えられ、それと反対期成同盟とが対決することにもなつた。

そのような状況のもとで、反対運動は続いている。企画者の許可は、土地は借地であるが、そこに三十三戸の家屋をたて、これを業者に売却しようというのである。反対運動にもかかわらず、その建築も進み、一九五四年三月には、三十三戸のうち、十四戸が完成、うち四戸は、すでに業者が買いとり営業を開始している状態にある。現在、建築も、反対運動も、なお進行しているわけである。

四 調査の経過

そこで、この対立する二つの運動と、これをのせる舞台であるM町およびその周辺の、この運動に関係することがらの問題点を拾ってみる。

この調査のために、調査員は数回M町に出張して資料を集め、読売新聞その他の新聞記事をも参照した。多くの人とあつて事情を聴取したが、特にたびたびであつたのは、反対運動の中心となつている、第一中学校PTA会長と、当地の読売新聞記者とである。両氏は、その主張とは別に、事実について材料を多くもつていたからである。調査時期は、反対期成同盟と、促進委員会の対決の場を傍聴した一月二十四日から、三月末までであり、数名の学生の援助をもえた。

なお今後も調査を続行するならば、事態の解明を一層容易にすることもあり、この報告にも多少は訂正を要することも出てくるであろう。しかし、現在のところその必要がなく、基本的な点の解明はえられていると判断される。くわしくは別の機会をまたなければならない。ここでは、反対運動を阻止する諸条件と、反対運動自体のもつている制約と意義などについて、若干考察することとする。

二、反対運動を阻止する諸条件

(一) 推進運動の存在

反対運動も、一時は、全町あげての世論をまき起したかのように、強力に展開されたことがあつた。そして現在に至るまで、やる人はかなり献身的にやつている。それにもかかわらず、事実は、企図者側の計画が着々進んでいる。それは、反対運動によつて、速度を減ぜられ、なくもがなの苦心を払つてきたかもしれない。しかし、すくなくとも現在においては、その勝利に終ろうとしているといつてよい。すなわち反対運動は、実質的な効果をあげることができなかつた。そこには、反対運動に反対し、これを阻止し、制御する力が、それよりも強く存在していたことになる。その力の動きを推進運動というとすれば、それが事実上勝つたのである。

新聞に報道されたところ、そして人の話題とするところでは、反対運動は、きわめてはなばなしかつた。これに対する推進運動は、ないかのようにみえる。はつきりした推進運動としては、特飲街促進委員会というが、前記青年層の集まりがあつただけである。その委員会は、一九五四年の初頭に結成されたというが、その時期では、推進運動の優勢がほぼ決定したころであり、それが推進のために決定的な役わりをはたしたはずがない。委員会の実体については、第二の現場に近く存する東京都南多摩郡N村ほか四カ町村の青年たちが、促進運動をすることを決意し、指導者として、N村の村議会議員である二十六才のSがたてられた。と新聞は伝えているから、それが事実ならば強力なものであろうが、調査によれば、Sに対する住民の支持はないといつたほうがよい。数人のとりまきはあるらしいが、組織というよりも、個人の別名という方が適当である。そこで、それが推進運動の推進力であつたとはいいえない。

したがつて、推進運動は、みえないところで、しかも根強くおこなわれていたわけであり、促進委員会も、その力によつておどらされた、むしろピエロのようなものとみるべきである。その、かげの強力な推い手があるはずである。問題はそこにある。そうかんがえるとき、最初の候補地が不許可になつてから二週間ほどしたころ、読売紙上に伝えられた二つの小さな二ュース、一つは、町の一部有識者の間に、町の発展のために、かつ町政政の補助のために、特飲街を設置させるべしという意見が強くなつた、ということである。もう一つは、さらに具体的に、そのような人たちは、最初の候補地に建設しても高い評をめぐらせばよいではないか、といつたとが、第二の現場にあたる土地を実地調査したことがある、等の報道である。つきとめるべきはこの正体である。

(二) 推進運動の正体

推進運動をする人としてまずかんがえられるのは、設置によつて現実に利益をうる者である。はじめに問題となつたM部落の土地は、企図者Rのいうところでは、一坪二五〇〇円で買いとられ、あるいは買いとられようとした。その土地二反歩ほどの大部分はまだ農地であるので、公定地価は平均一坪四二円であ

った。故に、その購入価格が事実であれば、莫大な利益をうることになる。がれらが推進に賛成したことは新聞にも伝えられた。だが、反対運動が起つたし、その二反歩の地主は、手間くはあるが格別に政治的地位もそれへの野心もないブリキ商であつた。法律の適用によつて建築不許可とはるのをくつがえす力も意志もなかつたわけである。

第二の問題となつたS町のK部落T小字の土地は、八名の地主に属する約五反歩のうちの一部である。その土地は、戦争中よりL製乗株式会社に賃貸され、それが戦後にS化成株式会社、さらにT農産化工株式会社へと移つていた。一部にその工場が立てられているが、この約二反歩ほどのところを、Rほかの者が权利金一〇〇万円という話しで賃借权の譲渡をうけたといわれる。八名の地主は、反対運動をする者から非難されたとき、相手がとにかく半島人であるからおそろしかつた、ということを第一の理由にするが、実は金がほしかつたのどともいわれている。その八名はつぎのとおりである。

1. S某　K部落住　もと地主、もと区長
2. S某　〃　自作農、前の弟
3. S某　〃　もと地主、当時区長、
4. K某　〃　T小字一の自作農
5. K某　〃　自作農、前者と盗族
6. S某　〃　自作農、当時K部落町内会長、現S町議
7. S某　M町在住、資産家、M町農業委員長、第一小と高校のPTA役員
8. F某　隣町Y町在住、もと地主

右の中にも、ある程度有力な人物もあるが、その土地の地価騰貴と特殊店舗開設とによつて、確実に地価のあがるはずの、その周辺の土地は、特にM町の支配的な有力者の所有となつている。それはつぎのとおりである。

1. S　現M町長
2. S　前記7S某のこと、現地の近くを通る国鉄線の現地反対側一帯の所有者
3. M　M町郵便局長　S町長の一族、町の中心部から現地を結ぶ土地の所有者
4. M　T　時計店主　商店街の実質的指導者、S町長と親戚、前記M0のさらに現地よりの土地の所有者、ほかにも土地をもつ有力の地主
5. H　K　金物商　もと商店会長、小川を入だてではいるが、現地にもつとも近いM町内の土地の所有者

このようにして、現地をかこむ土地がこの五名によつてほとんど占められ、いずれもが相当の地主であり有力者である上に、町長、農業委員長、郵便局長、商店街の経済力と、個人的ながら地主のもつ圧力とが、強く発動その力が一致するならば、町の公权力と、商店の経済力とが、これらの者を同一の立場に一致させる条件としてできるはずである。そして、地価の高騰ということが、これらの者を同一の立場に一致させる条件として現にあらわれている。HKの土地は、それまでは、そのさきが利用のできない小川であり工場用地であつたために、かえりみられなかつたのに、建築が開始されてから地価があがり、つい最近の話しでは二坪一五〇〇円で売れたといわれている。その土地のまん中に道路を通し、小川に橋をかけるならば、S町K部落の特飲街へM町よりの最短距離の道路がもうけられる。とは、かねてよりのうわさであり、一部の者の期待でもあり計画でもあつた。まずその土地が売れた。これによつて、前記数人の地主は、K部落に特飲店が建築されたことだけで、すでに莫大の利益を受けているわけである。

その中心者

右のことがわかると、一つのなぞがとける。なぜとは、M部落の第一の計画が破れたのち、S町長が、対立する両者のあつせんを試みたことである。読売新聞の伝えるところでは、町理事者と反対期成同盟と

建築申請者とを招いて、問題解決のための懇談会を四月二十九日に町長が開こうとした。けれども、反対期成同盟側は、それが申請者の救済をはかるものであることを察して、その前日にこれを拒否した。その前後についての報道がなされていないようであるが、そのようなことは、町長が個人としてのものであるにせよ、また、真に公平な立場からの調停をはかるものであるにせよ、することに疑問があるか、よほどの注意を要するか、のことである。それがなぜなされたか、これがなぞであった。

疑いを深める記事がさらに続いている。ささに述べた、町の一部有識者がむしろ設置のために動いていることを報じた記事は、その末尾に、企画者Rの談話として、いまは何も言うべき時期ではなく、すべてを町長に一任している旨と、反対側の某氏の談話として、町長がボスどくんと設置をもするならば、リコールにもちこむと語っていたこととを、つけ加えている。そしてなお、同じ読売新聞は、先に、のK部落問題があかるみに出たとき、その経過を説明するに、あたって、M部落にたてることは、町当局とR等との間で進んだ話しだった旨を伝えている。それらの報道にあるいはあやまりがふくまれているとしても、そのような関係を信ずべき根拠も他方にある。現に、Rの開いている中華料理店は、S町中心部所在の駅のまん前で、その土地は町長の所有地である。Rは、その名で経営している店としてはこの町に一軒であるが、町の三大戦争の一人とこれをよぶ人もあるといわれている。

そこで、問題は町長の人である。S町長は、旧名主の家であり、農地解放前の大地主であった。農地こそ失なったけれども、宅地四町歩を、しかも駅附近の最上等地において現在も所有しており、山林の三町余は少ないとはいえ、M町としては多い方である。その固定資産税額は圧倒的にM町一番であり、五反余の邸宅に住む有力者である。すでに町長を連続すること三期であるから、終戦後の新地方自治制度以後連続である。戦前にも勤めたことがある。さすがに最近は、七十二才という老年でもあり、その不適任がささやかれながら、そして不可解な失態を演じながら、なお在職を続けている課題の士である。

いまいった不可解な町政が新聞に伝えられたことのもしばしばである。たとえば一九五三年の秋には、町

役場庁舎問題があった。町の中心部にあるが古くなった庁舎と土地を売却して、他地に新庁舎を建設しようということになり、建設地の候補地も決定せずにだらだらしている間に庁舎と土地の売却入札がおこなわれた。入札当日、申込者がなく、関係者一同は入札後の立退きと宿無しの生活を思って、申込者のないことをむしろ喜んでいたとき、X刻時刻数分前に、入札事務を担当した建設委員長のあっせんで東京の某が電報で申込み、落札した。おどろいたが及ばない。町長は、申込みの欠陥を入札者に遅延したがきかれず、町議会からはこの不手ぎわを追求されてあやまるよりほかなかった。そして現在は新所有者から強請される立退き請求により、役場は、部課を二分して、数りの宿の二つの建物に分散、不自由な執務をしている。旧庁舎はさらに転売されて、百貨店建築のため、現在準備中である。それでも町長の責任追求、リコールなどの運動は具体化していない。町民の根気力か、町長の政治力か、あるいはもっと深い家柄すべき事情によるのか。そういう事件もあった所長である。

某記者の調査によれば、実は、四年前に、町長はRに特飲街建設の協力を約していたという。そのときは、町長だけでなく、議会のメンバーも相当数参画して、現実に会合もたれ、準備の金も集められたといわれるが、他の事件にからまって計画は実現しなかった。このことは商にはうむられてしまった。それが今回町長の盛力の理由であるといわれる。町長がなぜRにこれほど誠意らしいものを示すかについては、一般論的な利益関係があることはあきらかであるが、現実に相互の間にどういう取引きがあったかは、まだ判明していない。しかし、一方の財産と地位と権力が他によって利用されており、地方のたくましい企業力が一方によって利用されており、その意図のために、このような結合と動きがおこなわれたことは、容易に信じられる。それをおこなわせた舞台として、つぎに、M町の町政を検討してみなければならない。町長の行動を理解し、反対運動に対するその態度を知るためにである。

四　推進運動を基礎づける諸條件

昨年末くすぶっている事件として、M町都市計画の具体的決定の問題がある。一般に都市計画にはさま

ごまの利害関係がからむが、そのもつともわかりやすいものは、並路特に幹線道路をどこに通すかの問題である。人はだれでも、自己の所有地や借地をさけ、しかも、その近傍をその道路が通ることを望む。そして、計画の決定権をもち、あるいはそれに近い者は、決定をおのれに有利なようにさせることができる。また、決定した場合、その結論を他よりも早く好條件で利用しうる。このM町にもそれがあるようである。

具体的な計画の審議は、町議会で早くから始められたが、それがなかなか決定発表にまらず、一方ではすでに決定したのだといううわさもあり、新聞紙上でもその発表の延期がせめられながら、そのままになつてすでに半年を経過している。その間、当事者たちは、まだ決定していないといつているが、それに関与し、あるいは関係の近い議員たちの最近の土地に対する関心は異常に強いといわれている。そして、名をあげられるその人たちの所有地が、ごく最近入手した土地がどこいくらかつられると、大体決定したといわれる幹線道路の予定線にほぼ一致しているということという事実もあげられている。その人たちは、都市計画委員会とか建設委員会とかの現任または以前の委員長あるいは委員、または他の委員長などの地位にある人であり、大部分は、町長ときわめて近い関係にある人である。都市計画のことが新聞にしばしばとりあげられるのも、その間の関係が不明朗だと感ぜられればこそなのである。

他の町政上のことがらについても、町民の感じ方は、右の例とほぼ一致している。S町長の町政を批判する議員が町議会にいなく、かれらはむしろS町政の支持者であるとおもわれている。それは事実であるようである。だからこそ町長が特飲街設置のことに関与することが、議員たちに支持されているのである。むしろ、みずから町長の権力の恩恵にあずかろうとする欲に、現在の政治体制の維持をはかつているといわれよう。そういうことであるならば、表面的にはあらわれないとしても、その人たちが実は特飲街設置の産業運動の決定的な推進力であることが判明する。かれらは、少々の反撃には全然ことえないだけの経済力と政治的地位とをもつて現実の権力を掌握しており、その自信ある故に、産業運動を表立つてさわいで進める必要も感じないのである。

そのような町政に対して、町民は、かげでは、非難の声を放つている。特飲街設置の反対運動はこのような体制を直接批判するよい実例でもあるはずであるのに、そうなつてゆかないその原因がつぎに求められなければならない。それを求めてゆくと、敗戦国日本の悲惨な姿が目に映じてくる。

最近のM町の外見はおどろくほど活況ではなやかである。朝晩は数千の通勤人が、ひきもきらずに国鉄と私鉄の両駅に集中する。昼間は、商店街は自動車を通しにくいほどの雑踏で、両側の店々の商品は新らしくはでである。しかし、戦争前のM町は、じずかで発展性のないいなか町であつた。それが、戦争の進展につれ、M町の西方一帯が軍用地として使用されるようになり、軍隊が駐屯し、飛行場が設けられる、ようになつてから、ようやく姿を改めはじめた。軍人と軍隊がもつ貨幣の消費地となつていつた。そして、アメリカ占領軍が、この町の西南方の八町と、西北のS町とに大規模な基地ないしキャンプを設けたことによつて、現在の竹町は決定された。占領軍への勤務と、その将来の進駐軍相手の商売と、かれらにサービスする女たちの消費と、それらによつて保つ町となつた。そうであるならば、この町は商人層が支配的となつたろうと察せられる。

事実そうである。現在の町を象徴するかのような商店は、ほとんど全部が、戦後投機的に集まつてきた他地の若い冒険すきの商人によつて設けられたものといわれる。古い土地の商人はこれに対抗できず、農地解放によつて打撃をうけた地主層も、一般的にはその方をそがれていた。たゞ、宅地の所有者と、従来の地位を利用して、新らしい商品流通の過程の中にとびこむことのできた者とが、かえつて前にもまさる有力な地位を獲得した。前者の代表者はS町長であり、後者の代表者としてあげられるものに、映画館主で町議となり副議長にもなり、選挙違反事件には連坐したが実力政党人のふところ刀となつていて、次期町長の最有力候補と目されていた某および、父の事業をうけついでM町を中心とするT信用金庫と東京城南地区を中心とするYY信用金庫との、二つの庶民的金融機関を発展させ、最近はこれを合併してYC信用金庫とした某、などがある。それらの者は、やはり古い地主層を代表し、新らしく早の若い商人層と

は、遊戯の面ではかなり異なるものをもちながら、経済的欲望の面では、相互に依存しあう関係にあり、ともに町の組織地的商業的発展を利益とする点において、微妙なバランスを保っているわけである。

だから、有力ではあるはずの商人層を、現町長下の町政に対しては、従属するだけで批判できず、また実のところは町政の運命にそれほど深い関心をもたないよそ者でもある。むしろ、商売繁昌のためならば、進んで協力しようとし、現に、そのために特飲街設置には実は賛成なのだ、とかげではつきり表明している者が多いそうであるならば、それらの者が支持している現在のM町の政治体制と支配構造とからは、特飲街設置に対して反対運動がうまれるはずも、支持されるはずもない。むしろ、反対運動が起れば、これに反撃して推進運動を進めるのが当然の法則である。もしこれをうち破る新勢力があるとすれば、旧来の日本の社会構造において、そしてこの現在のM町の構造においても、しめだされていた婦人層と青年層とにおいて求めるほかない。しかし、それも基本的には、占領文化と占領経済体制に毒されて、ついに活発な組織の活動をみせていない。事態がそうであるならば、むしろ反対運動の起ったことが不思議あるいは奇蹟なほどに、反対運動を阻止する条件がととのっていたといわなければならない。促進委員会は、別に作られる必要もなかったわけである。にもかかわらず、それが作られたのは、そこに別の理由があるとみなければならない。

(五) 設置計画者

反対運動を阻止する条件の終りに、建築企画者自身のもつ力の強さを検討しなければならない。その中心であるRは、このようなことを強行するにふさわしい個人的能力を備えている。反対の予想されることをおこなうにあたり、多年の計画であろうが町長にたくみにとりいったあたり、日本的政治の酌どころを抑えている。そして実は町長と大いに連絡をとりながら、関係がないかのように町長に一任すると言うあたり、十分に政治的支配を心得ている。また、反対運動の強いときは正面から反撃しないで、しずかにうけて立つ形で、まずM部落の許可願が却下されたとき、これを反対運動の営業妨害とみて、それまでの

補償費と損害賠償の支払いを要求したのであるが、これは、一見法律に通じて権威あるかのようにおもわせる、巧妙な戦術である。しかし他方、弱い者に対しては、反撃しない程度の圧迫を加えるおしもちあわせている。K部落の問題の土地の地主八名のうち、S町在住のもの六名は、現在に至るまで、権利金といおうと地のどんな名目によるにせよ、Rよりまだ一文の支払いをうけていないという確証もある。そしてその不払いの理由を、Rは、反対運動があるために、建築されに家屋におもうように買手がつかないと説明して、政長のはこざきと転ずるのである。それらの政治的能力は、特にまた日本の社会に有効なものである。

そのほか、それが、本人が朝鮮人であることによって、一層たくみに利用されている。もっとも一説では台湾人ともいわれるが、そのあいまいさが町民には不気味な力とみえる。終戦後、朝鮮人がどれだけ横暴をしおそれられたかは、例の多い話しである。現在のRのこれだけの実行力をみると、横暴ではなくとも、すくなくともたくましい活動のあったことが察せられる。K部落の地主たちが、共同体からはやはり土地を貸したといわれたくないので、半島人にかりおそわしくて、と依頼することに、それが端的に示されている。

一中産店主でこれだけの資金をもつことは尋常ではない。M部落でも、実際に買入れたのは数十坪だけであったようであるが、建築材料をある程度買入れたことは事実であり、本人があるときいったという三八〇万円とまではゆかないとしても、相当の出資をしているはずである。それに、K部落に、一戸の売価一一〇万円として、三十三戸の計画で着手するとは、よほど資金源がなければならない。そこで出てくるのが、さきにいったYC信用金庫であり、また、某映画館主である。さらに、資金については町長が種々あっせんしたというわさもとんでいる。どれがどれほど事実かは確かめられないが、そういう種類の有力で確実な後援がなければこの仕事はできないはずである。

そのほか町外に類似業者の横の連絡がある。建築材料は、下町かZ町かの特飲同業者あるいはそれと結

んでいる土建業者かの無料提供があったとも伝えられている。また、Rは横丁にしばしば往復し、そこで活発な仕事をしているともいわれる。すでに営業を開始した四軒の女十余名は、新宿から来た者が多いのであるから、新宿の業者とも連絡がよくあるはずである。事の性質上、赤線区域営業の全国組織である全国性病予防自治会にはすでに出入している。その会の横河の妻が、町の児童会館において座会性道徳の講演会にのりこんだのも、その組織的な運動の一つとみなければならない。

こうして、町の内外において確実な背景をもっている以上、少々の反対があったとても、企画者としてRはあわてる必要はない。反対運動の役員をしている者でさえ、その会合のあとで、こんなことはRさんに知らせておかなければ、と話しをつつ抜けにする者がある。商人の中には対立のどちらにも会く才三者として中立しているようにみせながら、実はRに援戦指導をしている家士もいる。反対運動の中心であるNは、内屋を、商店街のまん中のマーケットの中で営業して、その組合の会計理事にもなっているが、その組合員約五十名は、実は反対運動に反対である。特飲街のできた方が、営業に有利なのである。地主たちは、理由はどうであれ、勿論地価の高騰を望む。こうして、至所的にも、政治的にも、Rは支持されており、反対運動を阻止する条件は動かしがたい力でとどのつまっているわけである。つぎは、この中からともかくも出てきた反対運動の性格が問題である。

三、反対運動のもっている諸制約

(一) 反対運動の経過

はじめに結集した反対勢力は、さきに述べたように、各学校のPTAが中心である。町立才一、二、三の各小学校、同中学校、都立M町高等学校に、私立T学園の合同役員会が、たちに、設置反対期成同盟の結成を決定した。これに参加したものは、そのほかに、青年会・婦人会と宗教団体とがある。一九五三年四月十四日のその結成総会に出席した者は、以上の各会の会員のほか、M町各町内会の代表者と地元部

落民とであると新聞は伝えている。中学PTA役員のNがやはり中心となって奮力し、議長には、当時高校と中学の両PTA会長のYが、副議長には、一小PTA会長のTがついた。この会に協力の申入れをしたものに、M町の、在日朝鮮人民主愛国青年会と、東京都立才十二朝鮮人小学校母の会という異色がある。それと同じころ、M町教育委員会とM町高校教職員との設置反対声明が出されている。ややおくれて、南多摩地区東京都教職員組合協議会と、M町議会全員協議会も、反対声明をした。以上のようなものが、反対運動の主体だったわけである。

具体的な運動としては、まず、問題のM部落の土地の大部分はまだ地目が宅地であるので、これを宅地と変更しないよう、都知事、都農業委員会、八王子保健所等へ陳情した。そして対外的に、関係各方面に設置反対の陳情をした。他方、一般町民に対して運動賛成の署名運動をおこない、四日間で目標の二万名を二倍近くにも達する署名を集めた。町民へは反対のビラも配布された。ポスターもはられた。ここでも在留朝鮮人の動きが目立った。在日朝鮮民主統一戦線南多摩委員会の名の入った、反対趣旨のチラシがまかれたことがあり、ある夜、ささやかにが是非役立ててくれ、と子をかかえて金をもってきた母もあったという。反対期成同盟の発会式には、日本キリスト教婦人矯風会常務理事として久布白落実女子が招かれた。

運動の展開には費用がかかる。拠出方法になやんで、結局応急措置として、住民一名二円の寄附金を父兄に依頼することとし、えられるべき約一万円で予算をたてた。しかし、これは予定どおり集まらず、以後同盟として予算をたて収入をえたことをきいていないから、その後の運動は、個人の奉仕によっておこなわれたわけである。

問題がM部落から隣町のK部落に移ってからは、運動の主体が変った。名は、やはり反対期成同盟が中心であったが、その中から脱落する者も出てきて、寄附金の募集も中途でうちきられたことも起った。その表面上の理由は、当初の目的は達したことであり、特に小学校の父兄は見童一人あたり二円の負担も苦しく、

がう中学校と同様であるのはおかしい、ということであった。こうして、はじめには役員をしていたるPTAの幹部の中からも、実質的にあるいは形式的にも運動から退く者が出てきた。一九五四年になってからのことであるが、第一、二、三の全小学校PTAが、はっきりと脱退するに至った。これに反して、新らしく加わる者もあった。それは、地元のS町の人たちである。はじめは、町の青年団、婦人会、各PTA、その他が動いたが、K部落といえば、S町としては、自分の町とはおもわれぬ所とのはずれであり、もともと町としては、この種の問題に無感であるK部落でか、やがて地元の者だけとなった。S町O中学校と才四小学校とのPTAと庶員とが中心となり、S町南部環境浄化対策委員会が結成された。そこでもつとも熱心なのは、M町、中学校長の夫人で、自身M町高校教諭をしている、副会長のSであった。こうして、現在は、実質的にNとSの両人によって代表される、反対期成同盟と浄化対策委員会の二本立てで、反対運動がおこなわれているわけである。

しかし、両会とも、次第に会としての実体を失ないかけ、むしろ何人かの熱心な人が忍耐強く運動を続けている状態である。ただ、新聞、ラジオ、地区東京都放送員組合婦人会が、持続的に運動を続け、各方面によびかけたり、あるいは神奈川清氏を招いて講演会を開く等のことが目立つだけで、反対期成同盟も、たとえば提手代女史を招くなどの二とをすることがあつて、町民の関心をひくかにみえても、事態は漫性的となつて、反対運動も、かつての重大さをあまり認められていないようである。このようにした、反対運動阻止の原因については、さきに二とおり考察したので、反対運動自体がもつている制約を、つぎに検討してみる。

(二) 反対運動の不徹底さ

すでに述べたように、特飲街設置に実際は賛成する人も、その反対運動に対して正面から反対することはさすがにはしえないから、その意味では、M町の有力者層も、反対運動に対して非難、あるいはその人たちに対する攻撃などをしていない。ただ、設置促進委員会を作ったというSは、決議文や反対期成同盟と

対決のさいの言明などを通じて、反対運動とその人たちに対する批判ないし非難をおこなつている。それが客観的にあたつているかについてはいまふれないとしても、その過程には、町民をうなずかせ、したがつて、町民に対し反対運動の欠陥を指摘するはたらきをもつたものがある。そのすべてが、反対運動が本質的にもつていた欠陥であるとは、いまだ私たちには断定しないが、複雑な事情と心理とをもつM町民に向つて反対運動を展開しようとするならば、すくなくとも戦術としてはあらかじめ注意を払うべきことであつたし、したがつて、その考慮が十分でなかつたことは、反対運動のこの欠陥であつたとかんがえることができる。その意味で、Sのいうことをとりあげてみる。

その一つは、反対運動をする人の中には、その言に反する事実をみずからおこなつているものがある、その意味では反対運動が不純だ、ということである。たとえば、その某有力者は、自分の家にパンパンとおぼしき女をおいていたとか、また某の娘はあやしい飲み屋を開いているとか、さらにNも、その料理屋のすぐうしろに十一軒の飲み屋をもつており、それが青線地域化していて、それによって営業しているとか、ということである。

つぎは、反対運動は、えらそうなことをいつても、結局何かのためにする差別の目的をもつか、あるいは経済的利益のためには簡単に節を屈するからまた不純だという。たとえば、はじめ反対運動の役員をしていても、つぎにおのれの土地がその用地として高価で買われる話が起ると、尚早にそれに応じてしまう。また、反対運動をしても何の利益もなく、反対に個人的にも町の発展の上からも損害しかないのに、なお運動を続けるのは、何か野心があるといわれてもやむをえない。

また、反対運動の人は、まつたく世間知らずで、人間の性本能を誤解し、抑えることばかりかんがえている。それは未完成な幼児で、時代錯誤である。それよりは、現実に立脚した道義をうちたてるべきだ、というのである。それは、反対運動の人たちを、極度に潔癖で自閉自滅にあるものとみるあるいは、町の経済的発展をかえりみず、その能力もないこと、反対運動の役員たちをあざわらう意味である。こう

して、二十六名の青年が、四十、五十の大人をつかまえて、未完成、世間知らず　時代知らず、などという

のである。

誤りに、反利あるいは人权蔑念をもちだしていることも注意してよい。つまり、反対運動は、何ほどか、すでに獲得したある業者に不利益を与えることであり、業者の損害はすでに生じている。また、もしM部落にできるならばそれによって生ずるはずのM町の税収入を紙にしたことにもなるから、町に対しても損害を与えた。その理由によって、調査して場合によっては出発しよう、という。しかし、反対運動の人たちを調査するにしても、人权侵害には至らぬように注意する、というのである。

以上のように解し、批判する者は、事に、Sだけではなく、案外多いとおもわれる。そういわれてもやむをえないような外観を、事実反対運動はみせているからである。そして、Sほどつっこんでかんがえない者でも、漠然ながらいだいている設置反対のかんがえを、他に対していうとすれば、一応のもっともらしい理由が必要であり、その理由としては、以上のことは、一とおり通ずるし、これに疑問はいだかれても、そういうなら各自勝しようか、という気もちだけは、すくなくとも人に与えることができる。そういうようにかんがえるのが、町民の一般であり、もしいうならばそのとおりだ、とかんがえるのが、有力者連中である。

したがって、Sが反対運動に対してはした右の批判が事実か、したがって、それが反対運動の本質的な欠陥か、についてはむしろ否定的にこたえなければならないようであるが、このような批判ないし設置賛成の口実を完全に打破するだけの力を、反対運動はもっていなかった。ということができる。それだけ、反対運動は、相手をよく心得ず、実際的ではなかった、といいうる。反対の意図はよく、また善いとしても、これを進めるための方法について、知らなかったか、十分にかんがえなかった。その意味では、を間知らずという批判はあたる。また、同じことは、特飲街、赤線を成というものについての知識も、かならずしも十分でなく、むしろS一人のその知識に及ばないで、その点ではどうしてもS一人を論破でき

ないでいた、ということにもいわれる。反対運動の人たちは、赤線を成の精確な実態認識にとぼしかった。そのことは、運動の推進に、すくなくとも好都合ではなかった。つまりは説得力にとぼしかったのである。説得力にとぼしいということは、反対運動が損害をうえたということ、ともかくも個の法律論である批判に対してこれを法律論的に反駁することができず、むしろ感情的につっぱねる形になっていたことにもあらわれている。それでは、実行運動としては何としても弱い。はじめから同意見の者が賛成するだけで、疑う者、まして反対の者を動かすだけの力がないことになる。

四　反対運動の欠陥

その点からいえば、反対運動は、比較的狭い範囲の、一定のかんがえの人たちの間でのみおこなわれていたわけである。運動の主体は、終始PTAというよりも生徒の父兄であり、学校の教員がこれに応援している形である。はじめ反対期成同盟設置のときに参加した他の団体や地域の人たちも、その仕事がPTAの人たちによって推進されることが決定すると、そのうちは、PTAの人たちにまかせてしまって、実際運動をしないでしまった。その運動が、他のあらゆる層の人に浸透しなかったこと、これはこの運動が成功しないことと直接の関係があることである。

運動の主体の範囲が狭かったことは、それだけではない。中心となった各校PTAも、実は結束が十分でなく、反対期成同盟の役員となった各PTA役員もいかならずしも同じ熱意をもっていたわけではなかった。中には、立場上反対運動の役員にはなるが、実は町の有力者や商人たちにわるくおもわれたくない、と積極的な活動を遠慮していた者もある。PTA役員といえば、大部分は町の大ボス、小ボスであり、その利益は従来の町の有力者とつらなっている。次期町長の候補といわれる人も、反対同盟の役員の中にあり、それがはたしてどこまで反対運動にうちこめるかはきわめて疑問なところである。したがって役員の間に積極的な者と消極的な者との区別が生じ、後者は次第に前者と共同しにくくなる。また世間の目も、特に熱心な役員に対しては、何かの野心があるのではないかと疑がってもみたくなる。熱心な者は孤立するように

なる。こうして、運動は、各PTAそのものでなく、PTAの役員の地位にあった一部の者の個人的な運動、という観を呈しがちになる。

その上、さきに述べたように、一九五四年になっては、三小学校PTAがこぞって脱退するに至った。それらが、別な立場から反対運動をしているわけでもないところをみると、それらは、反対運動が終了したか、あるいは不成功だと断念したか、いずれかの見方をとったに違いない。他方では、依然続けているものもある。もともと範囲の狭かった反対運動は一層狭くなった。後にS町の環境浄化対策委員会が加わっても、それは、敬青者たちの個人的なつながりになるものであったから、いくらかは力を加えたことにはなっても、特に有力とならせたものではない。

はじめ朝鮮人が居住に動いた、その人たちは、わが同胞がこのようなことをするとは申しわけない、という意味のことをしきりにいった。それは、在町三百人の朝鮮人の大部分にあたった。それが、そのことばのとおりの真意からだったとすれば、たのもしかったに違いないが、それもやがて花火のように消えた形である。そうしたことの理由は、結局、北鮮と南鮮との対立にもとずくといわれる。そうみるならば、そのように事実も評される。そうだとすれば、純粋な婦人会反対運動ではなかったわけであるから、そのような事態もやむをえない。

すなわち、反対運動をやりだした人の間で、その目的がかならずしも一致していたわけではない。その中でもいちじるしい例は某幹部である。その人はM部落のときは反対の仕事をしても、問題がK部落に移ると、役員を退いた後に判明したところではその者は問題の土地の地主の一人であった。これについて、その者は、婦人会の本質を洞察し、その判断から反対運動をしたのではなく、おもわくが経済的利益からしたのだ、といいうる。皆がやるときはした方がよかろうし、皆が熱が冷えてきたら、あるいは現実に有利なことが他にあるならば、それにしたがって反対運動をしたりしなかったりする、そういう人が、幹部の中にもいたのである。

それは、すでに、反対運動の本質的な問題を示していることになる。婦人会の事態と反対運動の目的との正確な認識と、運動完遂の覚悟が、全員に徹底していないからである。それは、実は最後に残った人についても最わしいことである。促進委員会のSと対決の日、反対運動の代表者Nが、口でいいまかされたSに面がみして放ったことばが、「それでもあなたは、自分の子にそんなものをみせられますか」ということであった。その親たちには、理が下る。けれども、その後は、うらをかえせば、自分の子のことについては守るのに夢中になっても、他人の子については無関心になるかもしれない可能性をはらんでいる。問題がS町地内に移り、子どもたちがそのそばを通らなくともよいのだから、といって反対運動から退いた人たちは、結局そのうらの愛となる。その後は、一般に人の子としての純真な過に対するものでなく、一人の親の私的愛玩物としての子に対するものである。その後に訴える運動は、偶然に同じ境遇にある人の賛同をえても、そうでない人には通じないのが当然である。反対運動をする人たちがこのような意識で動いたところに、それがのびないでしまった、基本的な原因がある。

したがって、婦人会の女に対する同情も、その人たちは示していない。そういう女の境遇は、単に同情だけでもすまされない。わが国の特殊な社会構造と本人の家の経済的貧困などの被性者として、女たちがこの社会に生じ、肉体と精神をすっかりふみにじられ、おそらくは生けるしかばねとして葬取されている状態に対する、人類としての正義感、したがって、これを利用し搾取する者に対する義憤、そういうものが、本来あるべきであり、それあってはじめて、反対運動は、広くかつ強く人に訴え、成功するいとぐちを与えられる。そういういきどおりの言を、ついにきくことができなかった。つまり、反対運動は、人類としての、人間の立場からのものでなく、結局は個人的感情にもとづいたのみ、といわれてもやむをえない面をもっていた。ヒューマニズムも、人権思想もない反対運動、そこにこの運動の本質的な弱点ないし制約があったといわなければならない。個人的私的利益のために設置に賛成する者に対し、愛とはいっても同様に個人的私的な性質のもので反対するのでは、単に同じ平面にたっただけとなる。その上、前者が政治的社

会的权力をにぎっているとすれば、後者がやぶれるのは当然である。この权力に対抗するには、別な力を準備しなければならない。その精神的観念的表現が、ヒューマニズムであり、人权観念である。そしてさらにこのライトをマイトに高めるだけの、多面的、現実的な用意が必要だったのである。反対運動は、この両者を使いこなしていたといわれてもやむをえない。

四　反対運動の現実性の欠如

つまり、反対運動は、観念的であったといわれてもよい面をもつ。観念的であるというのは、推進運動に対抗できる現実的な社会的努力をもちえなかったことと、本来の意図さえもが人間性に忠実にもとずいていなかったことを意味する。分論そうまいきってしまうことは、然にな反対運動に対しても酷にすぎるが、その傾向のあったことを否定することができない。そのはじめの萌芽と運動とは、たしかに真実なものをふくみ、故にこそそれだけの実行力がうまれ、人の結果もみられた。実際には困難な運動をここまで進め、いまもなおこれを継続しているその熱意と意図に対しては、敬意を表するにやぶさかでない。ただ、それが観念的にすぎたのである。もしこのような運動を、成功を期して進めるとすれば、反対運動をしようとする者が、あらかじめ予想し覚悟し対策をねらなければならない問題が、いくつかあったはずである。反対運動は、単なる精神運動ではなく、現実的な効果を期待する以上、二つの社会的な力の対抗運動であり、故に、その力関係の法則を知り、これとたたかいぬく準備が必要であった。

まず、反対運動は、当面の相手とその力のあり方を適確に認識する必要があった。反対運動の直接の対象は、企画者であるRであった。それが、なかなかのやり手であることは、反対運動の人たちも知りながら、実際にそれがどういう人たちと結びつき、かげにおいて強力なその支持勢力を作ってゆくか、そしてまた、談話・態度・行政官庁へのはたらきかけなどについてどういう政治的技術でカムフラージュするか、などの点をかんがえ、これに対して対策を講ずることがたりなかった。反対運動の人たちが知らない間に、Rは、町長と結び、資金源を確保し、建築許可願を出していた。これを阻止するには、関係官庁への陳情

や、直接に関係のない一般人への呼びかけなどでは不十分である。それらのRの交渉相手に対して、直接の力を何かの形で加えてRへの協力援助を止めさせる方策が必要であった。

そうかんがえると、反対運動の相手は、実はRというよりも、さきに述べたように、町長に代表される町の有力者層であることを、もっと確認し、その現実の圧力をもつと精確に測定すべきであった。かれらは、現に町の種々な公權力を利用しうる地位にあり、経済力をもち、故にこれに従属する多数の追随者をもつ。その力と数とは反対運動の人たちもいくらかは感じていた程度より、けたはずれに大きく部厚である。それらの人が、どういう名義、口実で実際の推進運動にはたらくか、どういうつながりをもってだれをどう利用してはくそえんでいるか、かれらの利益はどういう形で蓄積されてゆくか、などの特有の方法が、現実的に、政治的に分析されるべきであった。それらの力に対抗するにはかれらの行動を町民の面にあきらかにし、町民の批判にさらす等のことをとし、その政治的社会的地位を利用する策動を封ずる方策が必要であった。

したがって、反対運動の対象は、その重要な焦点が町民にあることになる。もともと町民は、反対運動の立場からは、倫理的動機はもつとしても、利己的な大衆とみてかからなければならない。大衆は、その基礎的現実的基礎にマッチしたマス・コミュニケイションや指導は、簡単に、そして強く動く。故に、反対運動は、大衆の利己的利益の動向を正確に認識し、また大衆のもつ心理特にこの場合は倫理的意識を把握し動員することと、もつと努力すべきであった。社会的な運動は、結局大衆宣伝の正しい意味での効用に、基礎をおかなければならない。その実行には、ただ、反対するというだけの署名運動やポスター・ビラの配布や講演会だけではたりない。それを補充する方策は、大衆に対し、社会的なあり方をやむをえずでも知らざるをえぬように仕むけることである。そのためには、問題の個別性、特殊性でなく、その一般性、普遍性を理解させること、そしてそのために、この町だけでなく、日本中に矣々とは存在しているはずの反対運動の力を、ここに吸入すること。現実的には、教育団体、教職員組合、労働組合、文化団体、

文化人・ジャーナリズム・そして政党等の力を、民主的な原理でこの町の反対運動のために動員することが必要であつた。中央の諸団体との連絡や有名人の講演など、おこなわれたけれども、推進運動からは、結局無視された。

それらのことを十分になしとげるには、多くの費用も必要である。宣伝費・事務費・旅費などは勿論、場合によつては、Rに現実の経済的損害を与えることにより法律上損害賠償せねばならないこともおこるかもしれないし、また場合によつては新聞の必要も起るかもしれない。そういう費用まで、必要ならば出すだけの覚悟が要請される。それには反対運動の中核の組織が堅固に作られなければならない。そしてそのためには、それに町民が結集しうるだけの理由が、十分にそなわり、かつ自覚されていなければならない。それは、いつてみれば目的の合理性と倫理性とである。前項でいつた、ヒューマニズムと人権思想は、その支柱となるものである。

反対運動は、以上の諸段階の現実的な対策と打とをも欠いていた、といわなければならない。そのことも、反対運動がもつていた制約の一である。

四、問題点の整理

(一) 促進委員会の意味

終りに、はじめに設定した問題、すなわち、赤線区域の設置、発展と、その反対運動とにあらわれた問題点を整理するのであるが、その前に、この中におどり出た一つの力として、Sを中心とする特飲街設置促進委員会の性格を検討しておきたい。それは、形式的には、推進運動の一つとなつているかもしれないけれども、実質的には、なくともよかつたものであることは前述した。故に、ここでは、その真の理由が問題である。もつとも、真意については、当人は勿論語らないから、種々の資料からこれを推論するだけである。

そのSが、推進運動を積極的にしようという表面の理由は、まず第一にM町の経済的繁栄のためであり、第二に青年の健全な性道徳の高揚のためであり、そして第三にこの必然的な特飲街に反対するものが、前述のように行動に矛盾あり動機が不純であり人間の本能に無知であるから、それにまかせておけぬという、それなりの社会的正義感からなのである。そして、赤線区域は、青線区域と違つて、十分に衛生的であり、いわれるところの摘取もおこなわれない合理的のものであるから、あつて決して害をふえないという、ことがその消極的な理由である。その運動のためには、新聞にはでに伝えられた、反対運動との対決をやつて、筆舌さわやかに論じ説り論じ、あるいは、反対運動側でポスターをはると、即夜はがして歩く、という行動を実際にもしている。それが、現在、朝多摩郡M村の村議会議員で、しかも社会教育委員をしている男である。

その言動には、だれでも気づく矛盾がある。村議しかも社会教育委員会である者が、赤線区域の存廃は、おろか、積極的推進運動をすることは、常識的には異様な感覚である。そこに妥協しに絶対でもあるならば格別、その理由もおかしい。M町の繁栄を図るのはよいとしても、それを特飲街設置でしなければならぬという理由はない。常識的感覚ならば、そしてすぐなくとも社会教育委員ならば、そうはかんがえまい。ことに表むきには、かりに、特飲街があれば町の繁栄がえられるとしても、現に設置の場所はS町であり、本人はM村の住民でありその村議である。それほどM町の繁栄に夢中になる理由はない。その上、M町の繁栄とM村とのそれとの間の因果関係についても何の説明もなされていないから、一層わからない。特飲街が青年の性のなやみを解決しその故に健全な性道徳を向上させるとは、これも社会教育委員の常識としては理解されない。たしかに、Sのいうような説も世間にはあるが、もしそうならばこれをくわしく説明する理論がなければならぬのにそれについては全然ふれていない。また、反対運動の人のなかには、たしかに動機の不純な人もあつたが、すべてがそうだというのは即断である。しかも、真実の目をもつてすれば、社会的正義感は、むしろ推進運動の人たちに対して批判的にむけられるべきであるのに、それもない。

のは一方的な独断である。

またSは、M村ほか四ヵ町村の青年層の支持をえてと称するが、調査者が何回か申しこんだのに、調査者をその青年たちにあわせてくれなかった。きけば、その住居の附近の青年たちも、そのへやを覗しているだけだが、強力な青年層が背景にあるとはがんがえられない。それに、本人は、村議とはいえ、まだ才一期であり、他地からの流り者である。取巻きえも、いまは無駄と称するが、何かに動いていて、その私生活は不明である。元洋画家で印刷工もしたというが、定職はついなかったらしい。共産党的な正義感とおしの強い共論、そして自由党的なたくましいと肚の太さ、その処世の信念は、戦後のその生活の間にえたらしい。一種の正義感はあるので、かつて浮浪児救済の仕事をして都知事より表彰されたことがあると語り、そのことが、よく物を知りはきはきしている態度とともに、村人の注目をひき、一九五一年の選挙に、立候補十六名中定員十五名の最後位で、ともかくもかれを当選させたものであるようである。しかし、その浮浪性とでもいうべきものがさとられて、いまは、もう当選はむつかしかろうといわれることが多い。

Sが、以上の条件のもとで、なお推進運動をするとすれば、そのかんがえられる理由に二つがある。一つは、選挙対策である。M村は、一九五四年四月よりM町に合併された。その合併の条件に、Sも一口はさんだ一事件がある。そして、推進運動のために、M町にしきりに出入りし、新聞にも書かれることとする。それは、地元のM村で失ないかけた支持を、M町民、しかも商人層の比較的他人依存的傾向の者に求めようとしているものとみられるのではないか。二つは、推進運動の中心となっている者とのむすびつきである。町長やその他M町の有力者は、この外来で若い青年をそう重視してはいないようである。企画者のRとは、S本人は全然関係もなく、勿論親えれもしたいとくりかえしいっているが、反対の噂言もある。町民の中には、両名の関係があるという者も、SがRの家に入ったのをみたという者も、Sはすでにこれこれの金をつけとつたという者もある。本人が関係がないということをあまりにしばしば否定することと、

推進運動をむるかぎり会がいるから、その出所を求めているはずとかんがえられること、この種の人は決して利益にならぬことをしないこと、などのことをかんがえあわせると、両係がないとはいいきれない。

結局、それらの言動の本信はかくせない。それをおかして表面的に動いており、しかも、前述のように反対運動の必要も本来はなかったわけである。結局、Sとしては、この問題をよい機会として、自分の存在をあきらかにしようとしてのり出したものとみざるをえない。それは物質的利益か選挙対策かあるいはその双方かのためであろう。また、M町の有力者としては、よい代弁者をえて、これをおどるにまかせている、という形である。反対運動は、こうして、有力若層とSという二種のものに利用されていることとかんがえられる。

(三) 経過の社会構造的規型性

以上において、考察を加えて、問題点としてあきらかになった点を、最後に整理してみる。そこには、この種の事件の定型的図式が明瞭にみとられる。

まず、特殊飲食店の経営者あるいはその企画者は、その事業を単純な経済的なものにおいてのみかんがえている。その事業に従事する女たちや、その事業が附近周辺、特に青少年児童に与える影響を、平然と無視する。しかし、その業の性質についてはさすがにうしろめたい感じをもっている、特飲店を非難するのはあたらぬと反駁したり、自分は家をたてるだけで、それをだれが買ってどんな用に使うかは知らないと逃げたりするのはその證である。しかし、それは、いわば目かげ仕事と漠然とおもわれている社会通念に対する、表だけの遠慮であって、その底には、結局、安の中はこういうものだ、という、ふてくされたとでもいうこころのできる底意をもっている。PTAがさわぐのは当然のことなのだが……などといったといわれるRのことばは、このことを端的にものがたる。したがってそこにはまた、人間性に対する冒瀆としないことを以て当然とする、わが国に数の社会意識が背景としてつかまれる。

そうしてかれらは、そのわが国特有の社会構造をも利用する。経済的利益を以て反対する人たちを後退

させ、逆に味方につけるようなこともする。政治的、社会的権力の担い手とかげでたくみに結ぶ。官庁との関係や彼人との接衝が必要となると、法律的技術をたくみに利用して、結局は意志を通す。およそ利用しうる社会的な力はすべて利用され、技術も活用される。その社会構造を代表する町の有力者たちは、またこれを別な立場で利用し、結局は自己の利を收めている。そこでも人間性はまに無視される。それを口実としてとなえることがおのれの利益になる範囲内でしか、人間性もかえりみられていない。

大衆はこの現在の社会構造の上でともかくもいきているので、大部分の者は現状を維持しようとする。これをくつがえして真に大衆にとって自由な社会を築くことには、着服さえもしない。これにたようてすこしでも利をえんとするので、反対運動には実は反対である。しかし、それを表だってはあまりいえない程度の反省はさせられている。漠然とは、料飲店の実態とその倫理的評価を知っているわけである。だがその倫理性をおよそ人間としてもるべきものだとはかんがえるに至っていない。できたら社方がない、もうそのことなら手をひこう、自分の土地が売れるあるいは高くなるならその方がよい。自分の家が近所なために特飲店とまちがえられて困る、等々程度の反対しかできない。そのような反対は、ヒューマニズムをつらぬくためのものではなく、ヒューマニズムは至高的利益のための手段にしかすぎないことになる。

そして、反対運動の中心となっている者自身も、さきに指摘したように、実は真実のヒューマニズムと人格観念とを欠き、反対運動を実効あるようにおこなってゆく具体的方策をもたない。日本の社会構造はすでに本来的に、反対運動のためには不毛の地であった。そこでこの運動を展開するには、事態の客観的冷静な判断が必要である。それなのにそれはとかく観念的に終って、まず当面の最大の敵の確認と分析とをしていない。M町でいえば、実は推進運動の主体である町の有力者層に対し、ほとんど何らの運動もなされていないのである。また同盟の当事者である料飲街の企画者、経営者あるいはその女たちの事情についても、十分の顧慮をしていない。現在の日本の社会においては、その動機や意図はどうであっても、その人たちもとにかくその業によって生活している。それは厳粛な事実であり、生きることは人間の権利で

もある。故に、生きる方法を選択することといい、あるいはおこなってもその本人たちは決して納得しない。反対に、生きるためには、既存の有利な社会構造を利用してあらゆる手段を講ずるのが必要の智恵である。この意味においても、反対運動は無知であり、また観念的であった。

こうして、一見はなはだしい反対運動も、実は実効をおさめるのが困難なことしかやっていない。その運動は目標をあやまり、あるいは他に利用されることさえある。もともと、反対運動は民主的社会の一つのありかを叫ぶものであり、その意味ではだれもがただちに否定はできない正義の主張である。しかもそれを実はやりにくいことの困難な状態の中で始めたのであるから、勇気ある行動にはちがいない。故にそれは、必然的に世人の注目をひく。それはある程度大衆を動かす力をもっている。あるいはそのための契機となりうるものである。政治的、社会的な表象家にとっては格好の事件である。かれらはあるいは直接その渦中にとびこみ、あるいはかげで実質的に利用して、実は自己の経営の手段としてこれを使う。こうして反対運動は、動機は純粋であり崇高である場合でも、現実には悪意な効果を残すことがある。M町の場合も、その傾向があらわれている。

こうして、わが国において赤線廃止或を実施し推進するものは、きはしてもわが国社会の前近代的、非民主的、封建的等々といわれる性格であり、その権力と利益に結びついてあらわれる現実の力であることがわかる。また、これに反対する者の弱さは、ヒューマニズムと人権観念の不徹底と、それにもとずく現実的な運動対策の欠如とであることも知られる。労婦すべてがそうだというわけではないが、その傾向を否定することはできない。したがって、反対運動を成功させようとするならば、基本的には、日本人の全面的な意識の革命と、社会構造の改革とが必要であり、それは結局大きな政治運動として解決されなければならないものであろう。

第五 問題の整理

―特に法社会学的見地より―

一、機制「転場」としての赤線区域の特殊性

㋑ 人生のぬけがらの場

赤線区域といえば、一般には、まず社会的頽廃、社会悪、反社会的集団などとかんがえられている。その意味は、一つは、それが社会に対する悪であり、すくなくとも社会の本来的なあり方に反するものということである。そこには、社会のあり方と、生活のあり方とが、相関的に、善と判断される結果、赤線区域は、それに逆行するものとして、悪と判定されているわけである。したがって赤線区域は、存在することがすくなくとも好ましくないという評価が何らかの形でふくまれている。しかし、それにもかかわらず、それはなお現実社会における存在であり、それも、単に特定の時代、特定の場所でなく、いつの時代、どこの国においても、みられる現象である。すなわち、社会の必然的な所産であるとも、かんがえられている。故にこそ、社会学的にも、特殊の機能をもつ存在としてとり扱かわれる。いわば、必然の悪という性格と、赤線区域は、一般にうけている。

もっともそのような規定は、赤線区域についてだけではなく、一般に売春形態についてなされる。だがそのうちでも赤線区域は、現代の日本に特有の存在であり、日本の特殊な社会構造のもとに成立していた公娼制度と類縁性をもつ。故に、赤線区域は、「歴史的な売春形態の現定のほかに、特殊」日本的な性格が注目されなければならない。赤線区域について調査、報告をするとすれば、売春という一般的性格を背景としたものとして、それとの対比の上で、これをとり扱かわなければならないはずである。

けれども、この調査は、もともとそれだけの規模をもたず、赤線区域だけを当面の対象とし、ひにがくも、そこにみいだされる点をティピッシに摘出、整理することをのみ目的としたから、以下にのべることは、資料が不十分であるから一つの仮説として提示されるものにとどまる。その限界のもとにである。

それは、社会悪である故に、社会からは日かげ者扱かいをされる。「島」という石来の語彙は、他に意味をもつにせよ、赤線区域のこの性格をも暗示にものがたっている。それは、流人の住む絶海の孤島にも比せられ、異端なその主態が軽視される。「この淫売めー」とか「ばいたー」とかいうことばは、女性に対する最大の侮辱のことばであり、事実世の人は、赤線区域女などの売春婦たちに、冷淡な、不潔感にみちたまなざしをむける。業婦たちは、原則としては自分の本名より真実の経歴が知られることを極度におそれ、親兄弟にさえも業婦である事実をかくそうと努める。業婦たちは、もう世の中の一切からかくれたいと願うたが、ここにいる以上かくれていたいと願っているが、いずれにしても社会からの迷惑感をもたされている。人間であることを停止し、またはそこから天地したとかんがえさせられている。それだけに、この世界からぬけだしたいともいえるが、望むべきは現実には切ない願望の域を脱せず、実際には毎日のその仕事のためには、精神も肉体もむしばまれてゆくことを如何ともなしえない。

㋺ 「転場」の如き外観

それにもかかわらず、業婦たちは、その業を継続している。そして、その仮入によって生理的には生命をつないでいる。しかも、自分自身ばかりでなく、あるいはその子を、その親を、その弟妹を、その他の家族を、その生活によって養なうということがあり、しかも、その数と、その扶養のための金額は、意外なほどに大きい。

毎月平均六万円の手取り收入のある者が、その三分の一を家に送金するということさえある。

その一家は、もっぱらその娘の送金によって生活している。送金をすべき系累をもたない者でも、将来他のよりよいとかんがえられる転業への転身を目ざし、そのために貯金に努めようとし、女性としての教養を身につけるためにいけばな、茶の湯、洋裁、等々の稽古にはげむ者もいる。そういう者は、酒を飲み者を呼び、嬌声を発し、媚態もあらわすけれどもそれはまったく仕事の故であり、まじめにそれを意識的に演出しているといってよい。

これを、一定時間の労働をし、これに対し一定の対價をうけ、月ごおよび系累の生活をささえている者、と表面的現象だけをみるならば、赤線区域とは、社会悪でも反社会的集団でもなく、まったく社会的な一個の職場である。とさえ解せられるかもしれない。そして労働の場を提供することが資本家の利潤の当然の原因になる、という資本主義の法則からみれば、業者も、一個の事業をいとなむ、りっぱな資本家であるといわれるかもしれない。その労働の性質上、業婦たちは、特殊な人格形成にみちびかれ、特殊な技術も獲得する。その特殊性をもつということは、抽象的にみれば他のどの転業におけるものと、相対的には変りがないことになろう。もし以上の解釈をとるならば赤線区域は、社会的にりっぱな職場ということにもなろう。そうしてそのようにかんがえている業婦が事実あり、その者たちは自分自身を一個の人格者として転業人として離脱してくれる者に対してはきわめて明るく、率直で朗らかに応対する。化粧や服装さえも、現代は一般の女性が華美にむかっているので、そのあんばいさえ感ぜさせない。世間からは何といわれようとも、道ゆくいい加減な生活をしている者とは違った、からだをはった真剣な生活をしているのだ、という感覚があるのかもしれぬが一理のはこりをもつ者もある。

事実、業婦たちは、反社会的因子としてここに入ったのでなく、生活できるだけの收入を求めて入ってきた者が非常に多い。特に系累を食べさせるため、他の転業ではどうしても收入が不足な場合、最後の手段として、この世界に入ったという者が多い。できれば他の正業といわれる仕事につきたいとおも

うが、その細腕で必要な收入をうるには、特に高級な技能のもち合せがない以上、からだを売る労働は、せにとってもっとも簡単で易易である。勿論異常性格からこの仕事を好む者もある。また単に自己の消費のためにのみ收入の多いことを求めた者もある。けれども、これを一個の転業としてこれによって生活しているのだという意識は、往時の遊廓とは比べものにならないほど高い。

そのような事実をみればその人生はぬけがらでありながらその業は決おお一つの社会的な職場のような存在を呈して、赤線区域は存在している、といわなければならない。ながしかし、人生をぬけがらにしなければ成立しないような人間の世界は、たしかに悪である。そして、それが必然性をもちしかもその必然性が、単に人間の自然としてのみ必然というだけでなく、特定の女性が特定の環境に半強制的におかれた場合必然的にとらざるを得ないという意味においてもあるところに、そのような「転場」として肯定に対して、批判しなければならない理由がある。その場合、問題はまず、かりに社会的な「転場」だとしても、それはきわめて特殊な性格のものであることにある。その特殊な性格の解明が、赤線区域の本質を明に一つの契機として役立つはずである。

㋺ その人格無視の偶然性

かりにこの仕事を一つの転業とみた場合、その收入を正常ならしめる源泉は、業婦の者へのサービスである。しかし、そのサービスの大部分は他のサービス業と違って身体の使用を客に任せるということである。

これを「うつわを貸す」というサービスの対價特に「うつわの賃貸料」として、その收入をえるものであるとみるならば、たしかに一個の転業として成立する。臣がその場合は、サービスは労働力として売ることの出来るものとしてのサービスであり、身体は、単にうつわとして物的な意味としてのものとしてとり扱われているにほかならない。そのようにかんがえられた範囲でのみ、転業として理解することが出来る。

しかし、うつ、ぐは美は生身のから出でめり、それを器に質質し使用させるとすれば、欲望によるそれ自体失なりは、うつわだけにとどまるすに、生理的に複雑な難儀を全算に及ぼす。世界にでも風呂すると、すれば、それは決してうつわだけの問題ではない。さらに、そうである故に、その質質もサービスも心理的な影響を業婦に著く与えるその上、なりよりも重不当なことはこれが人格的自由を拘束されることと、ということである。彼はそのサービス信者は人間的な本質としたがって正常な感覚と道徳意識においては、単にうつわの質質にとどまらない人格的行為となっている。故に、そのサービスはそれを、人格の取引まではなっていないまでも友情のサービスに変化してその本質のすりかえをおこない、美は人格の取引きをしていることになる。当の本人である業婦の主観的意識においても、社会一般の常識においても、この業に対して心理的な劣等感が一般的に存在するのは、このような事態に対する本能的人間的な直観があるからではあるまいか。性行為そのものも、個人の人格形成と社会の秩序維持上に、もとより重大な関係があるもので、美はからだからさりは放してそのことだけを取引きすることができないはずのものである。それを商品として取引きできるとかんがえるとしても、その行為は美は人格のきり売りとなりざるをえない。

故に、この仕事は、かりに一つの職業であるとしても、売ることができないはずの人格を取引きすることによって、成立していることになる。故にこのような取引ないし行為は、本質的に職業と成すべからざるものであり、したがって正常な社会には存在してはならないはずのものである。それを、職業とかんがえて、合理的な取引きならば許される、と弁解するのは、擬制であり欺瞞である。代表そのような擬制、欺瞞は許されるべきではないのであるが、それを合理化し必然化するような事情が、特に日本の社会には存在するわけである。それは、歴史的にいって、貧えないからなのである。せがいわゆる正常な職業では自己あるいは家族を養え、えない場合、また、その理で、先天的あるいは後天的理由によって、他の職業につけない場合に、美は人間であることに傷がつくのかもしれないが、かんがえようによっては立派な職業としても通ずるものとしてこの仕事が選ばれた。その仕事は、人格者として人間であるかいなかのきわどい線上にあるが、これを職業と擬制する者らは、そのさいに生ずる人間的屈辱感が救済される。それは、食べかねて死の淵を歩み、生理的に人間であることをやめるよりは、なお人間であることを保つものとかんがえられる。現実の問題として、この仕事ほど侵入の絶対線が厳く、しかも、労働の能率が、ずっと、ずっとよくなる者もある。要するにもっと収入のある仕事を、というて頼んだところ、つれてこられたのがここだったというてあきらめてはたらく者もある。何もかもやぶれかぶれで、主然としていたところを、なかば無意識の間にここにつれてこられていたという者もある。拡張的に、よしなく脱出もできず、ついにそのままずるずると今の生活をしているという者もある。ただきれいな着物さえ、女生活をあこがれるままに、とびこむ者もある。入ってくる動機は種々であってもこれが、現在におけるかざり牧人の道としてはよい、という事実を認めている。業婦たちは、それだけ金を欲しているの中には、堅実に財産を築ねう衣服、家具をととのえ、他の技術も習得し、いま廃業して他の仕事に移ってもそれなりの実力をもちながら、なおすくなくともそれほど不便の

流女職業としても通ずるものとしてこの仕事が選ばれた。その仕事は、人格者として人間であるかいなかのきわどい線上にあるが、これを職業と擬制する者らは、そのさいに生ずる人間的屈辱感が救済される。それは、食べかねて死の淵を歩み、生理的に人間であることをやめるよりは、なお人間であることを保つものとかんがえられる。現実の問題として、この仕事ほど侵入の絶対線が厳く、しかも、労働の能率が、ずっと、ずっとよくなる者もある。要するにもっと収入のある仕事を、というて頼んだところ、つれてこられたのがここだったというてあきらめてはたらく者もある。何もかもやぶれかぶれで、主然としていたところを、なかば無意識の間にここにつれてこられていたという者もある。拡張的に、よしなく脱出もできず、ついにそのままずるずると今の生活をしているという者もある。ただきれいな着物さえ、女生活をあこがれるままに、とびこむ者もある。入ってくる動機は種々であってもこれが、現在におけるかざり牧人の道としてはよい、という事実を認めている。業婦たちは、それだけ金を欲しているの中には、堅実に財産を築ねう衣服、家具をととのえ、他の技術も習得し、いま廃業して他の仕事に移ってもそれなりの実力をもちながら、なおすくなくともそれほど不便の

二　赤線区域にみられるわが国社会構造のしわよせ

貧困と家族主義

まずはたちが、なぜこの仕事を選ぶに至ったかをみるとほとんど例外を見ないほど、他に生活と収入の道をうることができないで、やむをえず最后の手段として入ってきている。本人自身が赤線区域の実態をかなりよく知って、みずからとびこんでくる者もある。要するにもっと収入のある仕事を、というて頼んだところ、つれてこられたのがここだったというてあきらめてはたらく者もある。何もかもやぶれかぶれで、主然としていたところを、なかば無意識の間にここにつれてこられていたという者もある。拡張的に、よしなく脱出もできず、ついにそのままずるずると今の生活をしているという者もある。ただきれいな着物さえ、女生活をあこがれるままに、とびこむ者もある。入ってくる動機は種々であってもこれが、現在におけるかざり牧人の道としてはよい、という事実を認めている。業婦たちは、それだけ金を欲しているの中には、堅実に財産を築ねう衣服、家具をととのえ、他の技術も習得し、いま廃業して他の仕事に移ってもそれなりの実力をもちながら、なおすくなくともそれほど不便の

ない生活をしたいとおもうと、この仕事から離れられぬ　という者もある。場所により人によって、月収はまったく区々であるが　吉原、新宿等いわゆる一流の地区では、手取りで二、三万円から多くは十万円以上はえられており　五万円前后をえることはそう困難でない。分譲生活と仕事のために費用はかかり、また貯蓄の魅力を失なっていることが、なりに多いとしても、一般の販業よりも、すくなくとも金は自由に使うことができる。それが、いわば半強制的な魅力となっている。そのことは特に現代日本の社会に対する、すばらしい皮肉である。まともな仕事では人間らしい生活ができない　そういう事実に対して　赤線区域は、世の形式的倫理観をあざわらっているようでもある。

そういうわが国社会全体の貧困が　女たちには特に直接的にしわよせされている。金に不自由ない裕福な家庭から入ってきた者もいるが、大部分は、貧困な家庭から出てきている。女の子一人が家にいないだけでも　あてがいぶちがそれだけへって助かる。という家庭の者が実に多い。疲弊した農山漁村、特に東北の農村から多いといわれているのは　まさにそのいたましい例である。都市の貧窮者、日雇取り、失業者などにもそれがあり　それが就職は増加しつつあるといわれている。要するに女の最大の供給源は貧困な家庭である。

しかも、その貧困な家庭において　娘を赤線区域にやって　貧困さをいくらかでも解消していることが、大きな問題である。その家庭は、一人の口がへって助かるばかりでなく娘が家を出るときは、ボーナス　カーなどが契約金か支度金かまたは前貸金か　何かの名目でいくらかの金をおいてゆくことが多く　さらに娘自身が赤線区域の中から、月々または臨時に送金されることもしてくれることまである。娘もまた、家の苦しさを救うけなげさからせっせと送る。中には、親が左うなわで何もせず遊んで暮し、娘の貢重な金が、酒や賭博に費やされていることもある。娘は、それを不合理にはおもいながら、はっきりと批判もできず、電話で催促されれば金を届けている。というのもある。それは、あざらかに家族主義的強制である。母親のために、弟妹の学費のために、などという送金は個人的には同情されるとしても　あきら

かに一人の女の人間性をおびやかしているもので、社会的には、看過されえない。また、子を育てるためには、やむなくこの世界に身を沈めた者もいる。子は、親なり親戚なりにあずけた者もあるが　一軒に住んでいて自分はそこから通っている者もある。親は子を養わなければ　ならないとしてもこの方法にならなければならないことは、あまりにいたましい。女は、娘として、また母として、犠牲が大きすぎる。このような家族主義的強制がなければ　この仕事につかなくてすむ者が多いのである。女の家庭の貧困と家族主義、それが社会全体の貧困という背景によって、業婦たちを発生させている大きな原因となっている。そのような貧困を来した原因として　現在においてはさらに戦争と災害とを挙げることができない。戦争によって親や兄たちを失って、自分で　しかも弟妹をかかえても生きてゆかねばならなくなった娘たち。夫を奪われて乳吞子を残された未亡人たち。しかも、社会は伝統的に女に職場を与えることも　それに便宜を考慮することもすくないために、ゆきつくところは赤線区域であった。

戦争も災害であり　家族一同は生き残っても、生業の資産を滅失ですっかり失ない、ようやく再起しかけたところを、地震、水害、火災等でたたきのめされるということもある。しかも、これに対し社会的な救済は、政府のものも至って不徹底である。到底自立は不可能な状態においこまれて、結局からだをはろより仕方がない。そのようにして、戦争と災害は業婦をうみだす　ことに一層拍車をかけている。

女たちがおかれた以上の環境は、その女たちだけにとってでなく、現代日本の根本的な社会問題である。女たちや国民一人々々だけで解決できることではなく　国家政策の面によっての外　解決できるものである。故に　それがなされなければ、赤線区域への道を歩む女たちは、いつまでもあとからあとから生産されてくるほかない。人はどうしても生きようとすれば、そのことが売春へ歩調であっても、強制を口実としてこの仕事に入ってこよう。その上に、ここでは充分論じられないけれども　戦后の社会的環境一般、特に外国人の駐留が大きな刺激を与えている。

このようにしてすくなくとも現状においては業婦過剰あるいは希望者がいつも社会に予備に存在する

ことは、むしろ必然的な法則である。このように、必然的な社会的な法則があるのであり、それにより将来が一定の見通しが立てば、これを利用する転業が、資本主義社会に発生しうる。つまり、この必然の運命のもとにおかれたなたちが、資本家たちに利用され、赤線区域は「転場」ならぬかりような形を呈してくる。

㊁ 労働関係の前近代性

赤線区域が一つの社会的な「転場」であるとみられるとしても、そこにみられる矛盾を以上において指摘したが、矛盾はほかにもまだ多くある。たとえば、それがかりに「転場」だとしても、決して近代的労働関係において成立しているものではない。ここに近代的労働関係とは、労働者の自由意志による雇傭と労働条件の決定、および、その条件のもとの就業をいうことにとする。その実際の労働は、むしろ依然として、家族主義的、擬力支配的な封建性を多分にふくんでいる。

従来しばしば「鶴の恩」といわれた事実は、いくらかは形態をかえている。民主化のかけ声、実際に廃業の取締りによって、業者によってたしかにある程度は形をかえられた。やり手ばあさんなどによる日夜にわたる厳重な監督、個人の外出はほとんど許さず、許すときも厳格な条件を附すること、通信の検閲、私室の点検、私有物の保管、等々の人身拘束はなくなったといわれる。前借金は、人身拘束のもっとも有力な手段であったが、それも、廃業の取締りと、廃業自身の進捗による種類を防ぐという業者の政策とからして、その形はなくなっている。また、この拘束を保障している特殊な寄生集団、やくざ仲間、暴力団、ポン引き、等々の組織も、やはり弱まってはたらきがにぶくはなっているようである。年少労働が禁止された結果、業者もこれにふれるのを警戒して、その事実が摘発されることが少なくなった。特に人身売買は、スローガンによって、この業婦たちの補充供給のもっとも有効的な方法であったのが、やはり取締りによって、数はへっており、現に業者たちは、業婦の補充に大きな苦心をしている。そしてその上、なたち自身の意識が大いに変っている。おのれ五室しとすることをのみ実践とした過去

の屈従から、おのれの自由をも主張できることになったことをなたちは漠然とでも知っている。こうして、外出も積極的におこなわれているし、時には「このごろのなにはよく飲まれます。昔の暮だとめしつて座いいれてやり、上から下まですべてを貸して居さきに立たせたら、むかの三十分も立たないうちにいなくなってしまった」などぼす業者もでてきている。しかし、それらのことも業婦たちの廃業の自由を趣味していることは忘れられない。外出は自由だといいながら、電話で呼びだそうとするとむかしのやり手ばあさん、いまのおかあさんは、とかく、渋っていることが、いないとか、都合わるいとかいっこ断りとりつくしまがないこともある。私物への干渉はないといわれながら、現在、女の進出を防ぐもっとも有効な方法としては、その衣服一切を業者があずかるということが、職業の定見となっている。座いいれのときの前借金や支度金などという名義のものは、なりとしても、就業後において、本人の納得で、という形で衣服、家具その他の商売道具が、現物あるいは現金で貸し与えられる。寄生集団も別な形あるいは別な手段で活動しているといわれる。年少労働も、人身売買も、新聞には、影かかれたものだけが摘発されるのだが、実際におこなわれているその数は、少ないといえるかどうか、疑問である。やはり実質的には、かくれて、おこなわれているという。廃の意識は変っても、その拘束をはねかえすだけの現実的な力とまでは、転化していない。業婦の労働組合もごく少数はあるが、その組合事務所は、その組合事務所の組合事務所の一室を借り、組合長など役員は任命で、業者の組合の役員の経営する店から出ている。などがこと、通例おこなわれている。

結局、拘束の形態は多少変ったにしても、なくなったとはいえない。しかも、この拘束は絶対的にあるうえばならないものである以上、この程度の変り方では、変ったどいうこともできるか、はなはだ疑問である。この上うな拘束の原理を反すものとして、依然として、家族主義的原理があげられる。業者は「おとうさん」とよばれ、「おかしのやり手ばあさん」は、「おかあさん」「ねえさん」「ママ」などとよばれている。そこには、意識的に、親愛を意味するあるいは擬制することは、現実にはすくない

か、あるいはうすいとしても、そのことばは、使われている以上、多少を問わず心理的な効果をすくなくとも与える。業者はしばしば「娘さんをあづかっているのだから気になって……」ともいう。「わるい男にひっかかってはいけないから、男にはよく注意していてやる」ともつもしいい人があって結婚するというなら、親がわりになって面倒みてやる」ともいっている。業主が業婦に旅館の励行をすすめるのは、業婦のからだを思ってだ、という。そこには、善意の感情も一部はあるかもしれない。しかし真実には、せたちがすくなくとも労働できる程度において、維持しつづけなければならないという打算をかくすヴェールだといわねばならない。業婦自身も、業者に対しては保護されているという意識をもつことがすくなくとも一面では否定できない。業婦の組合としてはもつとも活動的だといわれる吉原の組合の委員長も「おとうさん方とは家族同様なのだから……」ともいう。「業者の組合から援助をしてもらっているおかげで……」ともいう。それは、業者に対する友面の感感であるとしても、そういうかんがえ方がすくなくとも、この内容を肯定する口実となっているところに、家族主義的観念がまだ支配していることを知りうる。だがそれは観念ばかりでなくて、一経営体の維持をはかるという点では、家族的結合の実体が必ずしも示されている。業者側のいうことと、業婦たちのいうことが、料金の配分率や生活の自由さや監督方法などについて、実によく口うらをあわせている。時にそれを裏帰してしまう言動が業婦たちに時にあつても原則的には、友おロうらをあわせようとさせるだけの力を、業者はもつているわけである。そこに旅館の家族主義的原理をこえた一般的反抗制的、暴力的原理がすでに芽を出せている。前述した、業婦の自由に対する干渉、たとえば衣服、家具等の貸与の強制、反ともいえるものである。もともとはじめに雇傭契約も明瞭にはしていないで、事実上強要してしまってから、業主のはからいで料金をわげられている状態である。労働のノルマはないとはいうがたとえばある業者は、店の業婦たちの成績一覧表をなたちに公表する。事実上、かせぎの多いせは業者のうけがよい。何かのたよりになりそうなのはそれでも業者だ、上業婦がかんがえている事

情のもとでは、そうなると、業婦はノルマの強制を意識せざるをえない。さらに、業者が業婦を取締り、その逃亡を防止するのにもつともよい方法は、それをピロポン中毒にすることだ、というのも、事情通の常識である。密売の取締りをくぐつてヒロポンを入手し、これを手もとに留保しておけば、業婦は事ロポンぼしさに業者のいうことにもきき、聖げることにも協力する。そうなると、奴隷的強制労働の性格さえも出てくる。しかも、業婦たちは、自由にその振婦を高れることにも実は容易に経済的理由からもできない。改善のあとが、もつともいちじるしいといわれる吉原、日本でもつとも文化度が高いといわれる新宿においても以上のような反抗果、強制の事実がある。

業婦たちの搾取

そのような反家族主義的感情と強制的搾力とをあるとすれば、業者の搾取は容易である。吉原新宿等一流地においては、業婦の居室や食事は、決して粗末とばいえない。しかし、それも業者からみれば、居室は生産の手段であり、食事は、本質的には手段である業婦を維持するための条件だからである。労働の時間でいえば、午前四時ごろから就寝につき、とまりの客へは翌朝九時ごろまでもサービスする。十数時間の、しかも婦人の深夜労働であるのが、肉体的なものである。その間に休憩時間は比較的多くとれるとしても、連夜であることは、これを重労働といってもよかろう。これに対する給与は、公称五分五分五分であるが、業婦は五分の中から、食事代を支払い、そのほか業者から借りた大金やその利子を返し、その他、何かの名目で引かれることがあり、五分をさらに下回る。しかも、実収においては大分四分ないし三分ないしそれ以下ということが、むしろ多いように業婦の不満のことばはいっている。したがつて、よく客をとる業婦が、月に十五万円をとったとしても、自分自身の取り分は五、六万円になる。安りのすし万円近くが業者の手に帰する。その中には、業婦の生活上の必要経費も切詰められてくまれているが、また、店の宣伝の満足費もふくまれているのであるが、その計算上の数字が全然あきらかにされていない。業婦たちは、新宿でいえば、預金が平均三、四ケ月ごとくらいにあるといわれるように、定着性がない

から、住民税を納めるすべもない。そのために業者は業婦に代つてこれを納めており、また業者に対する所得税は大きくて困る。こういつて業者は、業婦にも人にもこぼす。じゃあ自分らはおしろい負をしている。業婦たちのかがよほどよい、とさえいう。しかし、その取り分は、業婦のと比較してあまりに大きい。このような業婦にさらに寄生して、これを搾取する者がある。まず、業婦をひきこむブローカー。でもある。貧困な家庭を目あてとする人身売買、あるいは詐欺的な非合法職業あつせんば。依然としてあとをたたない。どにかく一人のせをつかまえるとブローカーたちは、長くは手もとにとめおかない。で、ただちにあつせん料をえて他に渡して、おとをくらます。さらに、そのブローカーの仲介をする者もある。それらにくわれる経費は、やがて業者に、そして結局は、事実上業婦にかぶさつてゆく。しかも、ブローカーが、せをそのままで他に渡すことはすくない。数日の間に思う存分にこれをもてあそび、せに人生への絶望と虚無の感を与え、一種の性病媒介者として、本人自身がこの業態をあきらめるような心理においこむ場合によつては、そうした男が、ひきつづき業婦と関係をもち、業婦より強迫的に金をみつがせることもある。赤線区域にも、このような女ヒモ的存在のあることがあるのである。そのような者が、人生をぬけがらにさせる。直接の下手人である、業婦の武器と労働とによつて作りだされる価値を、みすからは労せずして收得し搾取する者はそれだけに限られない。そういうものとしては、特飲店業者があることによつて経済的利益をえて、生計を立てている多くの人たちのことも問題となるであらうが、ここには、これを利用する政治的権力者が大きな問題となる。売春営業である赤線区域は、本来法律上は存在しないはずである。故に、その点からいえば、業者に対する所得税は、売春営業收入に対するものではなくて、単なる飲食営業收入に対するものであるはずである。しかし実際に説諭者は、売春営業收入をみこんで課税してくる。それは、実際上業婦の不断の稼動と補充難とにたやす業者たちからは、酷とも不合理ともみえる。けれども、国家の立場は、これをあくまで売春営業の收入とし、その税によるほいあげをはかつている。国家予算の総額からいえば、それほど大きくない額であるにせよ、業婦たちの労働は、間接に国家に奉仕もしているわけである。そのほか、業者たちは、個人的にあるいは組合を通じ、その名と保護とを求めて、特に赤線区域反対運動に対して政治的反対抗をするとは、国および地方公共団体の公務員特に議会議員その他政治家、有力者たちを、各種の名目で利用する。などを意たちなどを、そのために消費される業者の出す費用は、実は結局業婦の労働から出ている。そして他面、諸員や政治家、有力者たちは、仕事をしたことになり、支持者をえ、名声を高めてゆく。こうして、搾取は、私的暴力によつても、国家権力を通じても、おこなわれていることになる。

四　業婦、業者、客のノン、ヒューマニズム

以上は主としてお原、新宿等、東京の数地区からえた資料によるきわめて概括的な考察であるが赤線区域一般の基本的な性格を示していると思われる。未調査地区は多いとしても、その調査地区よりわるくはあつても、よいということはかんがえられないからである。業婦たちは、貧困と家族主義などを原因としてうみだされ前近代的労働関係のもとに搾取をうけているわけである。しかし実は、社会的にそういうだけならば、そのような労働者は決して赤線区域のせだけではない。他の職種の多くのものも、そして一見しては明瞭に近代的労働関係のもとにあるものも、実際には特殊日本的構造のものとして、そのような関係、性格をもつているものがある。その意味においては、赤線区域のそういう性格は、程度の差にしかすぎないともいえる。もつとも、程度といつてもその差はきわめて大きいのであるから、そういつてすますことは、本来許されないけれども、その差を十分実際的に比較するだけの調査はできなかつたので、ここでは、その問題を後に残しておき、それよりも、もつと程度の差をこえる重大な問題について考察しておきたい。もつと重大な点とは、業婦たちが人格のきり売りをし、人生をぬけがらにしていることにもつむらず、これを搾制して社会的な「職場」であるとかんがえたり、みせかけたりしていることがあることである。

それこそは、程度の問題ではなく、他の職種に比して赤線区域に与えるものである。そ

れは、そのようなきわどい職業を認めている日本の社会構造、日本人の社会意識の問題である。それらは売春行為一般に対するものと、特に赤線区域に対するものと、二段階にわけてかんがえられる。この点を考察するとき、日本社会がもつ前近代的特質が鮮明に出てくる。まず、業婦となる女自身にも、批判されるべき面がある。何よりも、売春が人格のきり売りであることの本質を自覚していない、あるいは本能的に感じてはいても、人間であることの為善にかけてこれを守りぬこうとする決意がない。人間性を没却するような、親や家族やブローカーや業者等々の要求を、拒否するよりは、いわゆる人情義理に耳傾けしてしまう。社会的なはなやかな生活、はでな衣服などの誘惑にまけて、その生活の実態をかえりみない。男にもてあそばれた場合、ただちに自暴自棄的になって簡単に絶望し、みずから世にかくれた島の生活にとびこむ。あるいは、反対にこの男だけを頼りとしてそれに頼るような意識さえなる。結局、女自身も自己を家族とか相手とかの相対的な関係でのみかんがえ、自己を普遍的な人間として理解し、自己のもつその人間性を意識しない。これを人格として守ろう、とはかんがえない。そのことは、基本的には女性自体の問題であり、究局的には女性自身の自覚によって解決するのでなければならない。

しかし、他面において、女性をそのような反状況においてみ、しかもその救済に十分な努力をしていないわが国の社会、特に男性の責任が強く批判されなければならない。

女は、貧困と家族主義を主な原因として売春を業とするようになるのであるが、そのような状態になった場合、ただちに赤線区域その他の売春形態にとびこむものはむしろ少ない。まず一般のいわゆる正業につき、サラリーガールとなろうとする。あるのはそれで収入が不足であったり、その他の原因があるとき、水商売に入る。そこからいわゆる転落する経路が多い。その転落する契機を与えるものに男がある。信じていた男に処女を奪われたあるいは捨てられると、女はとかく人生を絶望して赤線区域に入ることを辞さなくなる。あるいは、もっとよい仕入をほしいといって相談をしかけたところ、その男の策略にしてくれたためが赤線区域だったなどというのが多い。

家出して茫然と上野に立ちすくんでいる少女に親切めいたことばをかけ、これをもてあそんで赤線区域にほうりこむのも、凶悪地帯にたくさんに入りこんで誘しかけ、父親から娘をひきとってくる多くの者も、男である。女自身でみずから思いたって業者の門を叩くというのは、きわめてまれである。業婦たちの大部分は、男の手をへてまつしぐらに送りこまれてくる。それらの場合、男にとって女は、自己の性欲満足、その他一切の負担の手段にすぎない。人間性というものは、女に一かけらも認められていないといってよい。よく言っても、男は女に対して無責任である。女性の人間としての平等とか尊重とかには、かんがえもおよばない。このような女を業婦としてかかえる業者も、外面的にはどう言い、どうよそおっても、本質的には同様である。それが自己の仕事を分明する口実の才一は、社会の必要に奉仕するということである。たとえば、客は独身者よりもむしろ妻帯者が多いが、このことは、妻が夫に満足を与えないから起ること、その故にこれを調節してやることは必要なのだ、ともいい、また、売春という ことはとかく非難されるが、古今東西ないところは無く、まさに人生の必要なのだ、とも一般化している。そしてつぎの口実には、赤線区域が美態の合理性をいう。青線区域や街娼以下、他の形態の売春は、経営者やヒモの搾取がはなはだしく、接客もおそなわれていないから不衛で民族を害する。しかし赤線区域は、業婦には人格的な待遇をし、その行動は自由にしてやり、料金の配分率も一定し、接客を励行し、清潔に公明正大にやっている。政府はむしろ日呼の公娼形態を復活し、十分な取締りのもとに明朗にやらせるべきだ、と主張さえするのである。しかしそれらの言は、業者なりの建前であって、事のきわめて反相的な、しかも悪意ある一面のみを強調しているにすぎない。なるほど、男の需要に奉仕しており、業者は一種の営業としてそれにより生活を維持しているコとは、その言によって表現されている。しかし、その反面に、女性が男の欲望のためにどういう奴隷を強いているか、また業者の営業のために業婦たちがどういうことを強制されているか、については、一顧をも与えていない。この顧慮がない以上は、この業は、男と業者の利己主義のあらわれにすぎず、女はその手段とされているだけである。

者となる男も、そのような反撥の怨恨をうけている函でもあり、さはいえ、これを裏返しと言ひ、次のむじゅんであるこうして、男は、自己の成績の達成をはかりながら、もの、へ、業性を濫用して平然としている、そういう業婦の人格尊重するということも、従来に比較してはいるというべきものであり、しかも実は手段として形式的にそうよそおっている、というべきである。男は、はじめから女性の人間性も人格も認めていない。こうして、女自身も男の側もともにヒューマニズムに欠けているところに、この業態が、一種の社会的な「転嫁」の観さえ生ずるように成立している。根本的な原因がある。そしてこれに反対の運動をする者にも、M町の例でみられたように、やはりヒューマニズムにもとずかず、結局は私的感情や利害にもとずいている者がある。この事情は、結局、人格のきり売りを人間性にかかわるものとはかんがえず、要するに女へさえ与えられれば、それも一種の転嫁として認めてよい、というかんがえ方をみちびく。それが、日本の社会の現状である。故に、赤線区域存在の背景は、結局日本社会のノンヒューマニズムの性格に帰着する。

(四) 国家政策のノミナリズム

以上に見られるような、わが国社会構造の矛盾のしわよせとして、その環境として右種の売春形態特に赤線区域が成立している。それは、わが国にとって、第一の系列にかぞえられるべき社会問題である。そうであるならば、この問題を解決することは、単なる社会の力によるだけでは不可能であり、ここに国家の問題として、政治の使命が強く要請される。その具体的方法はどういうものをとるにせよ、国家的規模における対策でなければこの問題の解決ですむなくとも改善はできない。しかるに、現在の政治の方針は、この問題の対策に直面することをさけ、赤線区域の存在を否定したい態度は一方にありながら、あいまい反態度で結局はこれを黙認している。現代国家は、その本質上、講礼的に禁止しないことについては、個人の自由行動を承認するものであるから、そのことは、実は、国家が公認しているという、一般の意識と結果を伴ないやすい。そして政治のこのような態度と政策のうちにまたしても、わが

国社会構造の問題が潜在するのである。敗戦後、公娼廃止の白洲軍命令によって、政府は、売春形態の一切を禁止、これをとりしまる方針をたてた。勅令九号にはじまる諸法令、それに諸地方公共団体で制定された売春禁止条例等々は、その政策のあらわれであり、書類も、断続的にその実施、取締りにあたってきた。その上に、過去に存在した、また特殊復活のおそれのある公娼の禁止の方針をともかくも一貫させ、他の公的売春形態をも取締るために、労働基準法や児童福祉法等が制定され、または取締法等が期されたが、なおそのほか、性病予防法は、性病の面から、対衛営業取締法等は飲食店経営の面から、取締りをおこなわ、ミラシて、現式的には売春禁止政策が一連の体系性のもとに採用された事実、それらの対策は、すくなくとも、売春の業婦獲得、業婦に対する非人道的な待遇、業態経営の厚顔さ、等々に打面を与え、業態を表むきにすることができないための苦痛を、業者に忍ばせてはいる。ともかくもしられた、このような取締り方針を実ばくつがえすものが、赤線区域を黙認することとなった政府会議決定である。原則的には、売春行為は一切禁止し、法令を厳重に適用するが、例外的にごく少数の特定の地域をかぎって、これをおこなわれることを積極的に取締らないという趣旨である。これは例外もあってもも現実は原則をくつがえす例外である。そしてこの問題に、こういう態度をとることは、政府としては表むきはできない。そこでとられたのが、表むきは売春がおこなわれていないという説明である。売春行為はいけないが、一般の飲食営業ならば、何等禁ずる理由がない。そして飲食営業であるならば、給仕の女がありそのお客の居室があることも当然であり、女が私的自由にもてずりて居室で何をしようとも干渉するすじあいではない。ただ、飲食営業ならば、それらしく食卓やいすをおき、スタンドも用意し若干の飲料や植木鉢なども、またあることが当然である。したがって従前と異なり、バー、カフエー、キャバレー、喫茶店、等々の店が、それらの知識に立ちながら、決して売春の目的とする

法令は、本質的には、こういうことになる政府の退治方針にしたがった。そして、業者たちはこう説明する。飲食にきた客と女給の間に、どんな関係的感覚が成立し、その結果、両人の人格的な接触の意味において、愛情が自然に性行為の形をとり、あるいは愛情にもとずいて客が女給に何分かの贈与をしても、民主主義、個人の自由によって、業者は何も関与しないのである。と、まして、女給に対する強制労働、特に年少女給に対するそれ、人身売買、等々の点において法令にふれるのでなければ、たとい官憲としても干渉することはできないはずだと。これは、技術としてみれば、すばらしい解釈であって、危急を救った解釈論であったかもしれない。しかし、どんなに強弁しようとも、現実に売春行為がおこなわれ、いや売春行為をするために営業しているものを、ことさらにそうでないと言おうとしているには違いない。それは、徹底した形式主義ないしノミナリズムである。一定の名目だけが必要なので、実質実態の如何を問はず、名目だけとどのつまり能事終れりとするものである。このような、ノミナリズムが、この大問題に、しかも基本という根本方針の確定したはずの問題にとられたことは、まず第一に、その原則の崩壊を、ついで他の諸問題に対する政府の固陋なノミナリズムと方針の崩壊とを、そうして、一方では政府に対する不信感と、他方では一般におけるノミナリズムの実現と不法不当行為への黙認とを、黙認し、おこなわせ、結局は公認したような結果をもたらしたのである。

ノミナリズムの影響と効果

それらの結果とみられる現象を、ここに簡単にあげてみると、まず第一には、いうまでもなく、業婦の人格のきり売りの黙認である。それは、曲りなりにも否定しようとしてきた従来の態度をくつがえすことになる。そのことは、業婦の人格の否定であり、さらに業婦だけにかぎらず、実は女性一般の人格に対して軽視ないし侮蔑することになる。そしてそのことは、反面においては男の欲情の黙認保護にはならず、かりにそれを男の生理的必要というにしても、女の人格の犠牲において男が満足することである。

つぎに、売春行為が赤線区域内では営業のことに成立することになる。国家が禁止しないかぎり自由であるならば、これも立派な社会的な営業として、そして業婦からみる立場として、みられる。業婦は、そうなれば、日かけ者というコレプレッグを招ねて、だれはばかるところない誘りさえもつてかまわないわけである。かりなをはつて、貧困と家族救済のために働らくことは、誘るにたるものだからである。それは業婦に対し、一種の安心感を与えている。実は与えてはならない安心感を与えることになるのである。

一方、業者は、自由な営業として営業のために活潑な活動をすることが許されることになる。それは単に認められたという観念的なことだけでなく、現実に売春営業に対する所得に課税があると、業者は経済的に国家を支持しているという観念にさえなる。業者はすくなくとも一般の営業と同程度の自由を主張し、それを享受し、それを利用して売春営業の存続発展をはかる。はかることが許されているのである。

ひるがえして、人身売買による業婦獲得はできないとしても、たとえば職心の業婦をおとりとしてその郷里などから業婦候補者を招きよせる。あるいは死活の政策営業を他の者でおこなわない、そこに入ってきた女性を説得して、業婦転換の意をきめさせる。または、他の飲食店主とこれに類似する行為の特約を結ぶ。また人身打算はできないとしても、経営者側の者が電話に出てたんみに客の呼びだしを断る。本人の自発的意志と称して金銭、衣類を貸与して拘束する。あるいは本人の所有物を保管して抑える。等々。それらは、ニカ営業が合法的に解釈されるかぎりは、業者の営業上自由な行為となる。こうして成立する営業に業くうものもまた発生し、それが法令違反をしないかぎりは取締られもしない。やはり、ブローカー・ポン引きにも類する者はうまれてきて結局は業婦の人格のきり売りの中より搾取がなされる。さらに、この実態に対する業婦予備軍を用意し、実際に提供する。あるいはこの業態から流れでた女を奴隷してゆく。右種の他の売春形態も、赤線区域を黙認することの結果として、すくなくとも維持が容易になってゆく。それは、逆に赤線区域の維持をも容易にし、こうして、女子の最後の「職場」ら

しきものが、窮屈においこまれた。あるいは資産力の乏しい女の子たちを、積極的に誘惑するようにたる。

それぶかりでは友人、ノミナリズムは、売春問題を歪曲する。事実上の売春行為、すすんで売春営業さえ、それが他の名目の立つものならば、やはり干渉しないことである。たとえば、キャバレーの女給や特殊女給屋の女中などには、表は売春婦であり、売春をさせられていることが、決してすくなくない。また芸妓は、一般には売春問題の対象から外されてはいるが、その実態においては、売春行為があり、その営業をするものとは、しばしば指摘されるところである。それは、特に取締法令違反がめだたぬかぎりは、あくまで女給、女中、芸妓であって、売春婦でなく、業態も売春ではないのである。このような、ものと赤線区域との直接商売の関係は、調査が及ばなかったとしても、看過することのできない問題性をもつているはずである。最後に、この営業者としての業者たちの力が、この業態に対する政治家の無理解とあいまって、政治的な力をもつてゆくことを指摘しなければならない。業者は、まず各地区ごとに組合を作り、それが、県、地方へと上部に連合され、最后には全国性病予防自治会に結成されている。それは、現代政治において、一つのプレッシャー・グループであるが、事売春問題、特に赤線区域問題については、もっとも強力な組織的グループである。個人的に研究する者はあっても、せいぜい委員会とか協議会の一員となることのほかは、一般世論に訴えることができるだけである。婦人会とか、特にキリスト教関係の団体、婦人団体等はかなりの組織と運動とをしていても、それが売春問題特に赤線区域問題等では、何よりも、政治的力の担い手と指導が少ないことにおいて、この業者の連合体には及ばない。性病予防自治会は、その中央組織を通じ、あるいは下部組織、地方組織を通じて、それぞれの地域の官公衆、有力者特に議会議員に対し、たえまないはげきかけをしている。そのことは、業者側の新聞がよく報道し、もの語っている。組合は、業者とその家族および業婦をまとめる友らば、有力な票の把握者である。そして業態の公式的承認と明朗化を唱えて、その有力な援助者たりし議会と

おける代弁者を求めている。人権意識とこの問題に対する洞察と信念との欠如される政治家たち、そして問題の解決よりも自己の地位の維持向上に腐心する政治家たちが、そういう政治利用者を許すわが国政治の現実において、この組合と結合することはあしろ必然的な社会力学的法則である。赤線区域は、こういう政治屋たちの手段として営業を認められた形となる。

七　業態の社会構造的特質

かくて、赤線区域は、わが国社会構造の矛盾を悲惨にも露呈している。赤線区域といわなくとも、売春形態一般において、すでに、貧困と家族主義と、前近代的強制と、一般におけるノン・ヒューマニズムとが明瞭にみられ、それが赤線区域において一層鮮明にされている。しかし、赤線区域の最大の特殊性は、わが国政治のノミナリズムの裏在であることにある。社会問題を解決ないし改善すべく期待された政治そのものが、実は本質的にはやはりわが国の矛盾多い社会構造を実認する形で動き、あるいはその上に立つているにほかならなかったわけである。かくして、赤線区域に対する、わが国社会構造における矛盾のしわよせは、想像以上に広くも深いといわなければならない。このような基本的規定を赤線区域はうけている以上、その内部でみられた例外的な効果らしきものは、結局は、この基本的差定にしたがわざるをえぬものである。たとえば業者、ないしそれに質成する、実は現代の社会では多くの有力者は、赤線区域を保護してこういっている。いわく、性欲は自然であり、これを不自然に抑制することは、本人の生理的矛盾であるのみならず、本能のほとばしりとして、社会的弊害や矛盾をひき起すから、これを社会的に管理しなければならない。それができれば、娼婦者の家族への不満も解決される。しかし、それが放置されておくと、衛生的なことも乱り、女の不幸にもなる。そこで、これを一定の区域にかぶつて、経営を民主的にし、衛生管理をすべきであるならば、同時に女の例の女人の金にもなるのだから、一石二鳥でもあり、三鳥でもある、このようなことが、その大体の論旨である。そしてつけ加えて、町の繁栄のためにも、という。

そのような女護論は、勿論、現在の日本の社会と政治の構造を問題とする以ってと、十分に、説明をあさらめ、家族主義を是認し、前近代的強制を甘受し、そしてにせものヒューマニズムに目をつぶり、ノミナリズムによる破滅・破廉恥を無視する女らは、あるいは成立するかもしれない。その前提が批判され、是認されるべきならば、その立論の根拠はたちまち崩壊する。男の本能も、母の授入希望も、妻の繁栄も、世性の人格をきり売りさせる機能において解決されるべきことではない。男は、相手女子を性に奉したならば結婚できるような女、母は、一定の能力さえあれば立派に收入がえられるような女、町は、積極的生産活動によって自立するような女、そういう社会を、政治は作かべきである。こうして、帰するところは政治の問題であるが、それはまた、本質的には社会における人民自身のもつ意識、意欲と決意にかかわる。しかるに、それが、わが国の社会構造、と批判されるように、多くの矛盾をはらんでいることは、問題が一層複雑化し、そして困難なことというほかならない。ただ、敗後一連の政策は、不徹底であるにしても、とにかく公娼を廃止し、売春を禁止する道をとってきた。そのことは、すでに述べたように、一方では憲法行政を実効した結果になり、あるいは公娼復活運動を起したりしたとはいえ、他面において、業者の経営を困難な形にした傾向はあり、そして、業婦の意識に対しても、かなりの影響を与えている。現在の業婦は、大部分はすでに敗後に成長してむの心ついた者で、自由の空気を何ほどかは吸っている拘束、強制、等の不当なものに批判する態度を、従前に比べてはるかにもちあわせている。業者の思惑を何ともおもわぬとか業者の物までもって、賃金をふみ倒して逃げるかという、時にあらわれる業者の、なげきは、業婦たちの抵抗の一つのあらわれである。ただ、現在の環境と抵抗についての自覚が、実はあまりみられないのである。だから、根本的に問題を動かすことはできずに、赤線区域の存在をみている。業婦自身の自覚を抑えるものがまだ存在するわけである。結論はやはり、売春の方向は見いだすことができるとしても、問題の困難さをいうにおちつかざるをえない。

三　結び

(一)　社会構造のしわよせである理由

以上判明した、赤線区域の社会構造的問題点をまとめてみると、一方には貧困と家族主義という業婦をうみだす面において、他方にはその労働の搾取とノン・ヒューマニズムという、これを利用する面において、そしてその両極においては、国家政策のノミナリズムと業婦自体の無自覚という、客観的、主観的条件において同じように問い程度においてというのではないとしてもその存在を規定するもっとも特徴的なものということができ、また、そのほかに指摘されるものはあっても、それらと何らかのかかわりをもってあるものと説明することができる。その細目と全体系については、評言するだけの調査は不可能であったが、現象的には、以上諸特徴も、より具体的なさまざまの形態でみいだされ、したがってそれらの把握とそれに対する対策もかんがえられるであろうけれども、それがもし、以上の諸特徴との関連においてされるのでなければ、事の本質的理解には、ならない。もっとも、この諸特徴のさらに根本的な原因として、経済的、政治的条件をより根拠的、一元的に追及、理解することも可能であり、さらに進んだ立場においてはなお要ではあるが、今回の調査と報告の目的の範囲内では、追及することができない。前項の焦点をここに一応定めることとして、終りに総括的にまとめてみることとする。以上あげた諸特徴の個々は、もとより赤線区域だけにみられるものではない。それぞれ、赤線区域にみられるよりは、もっといちじるしく、かく典型的に理象している社会的諸分野が、むしろ至るところに存在する。たとえば、農村の貧窮層であり、漁村の零細漁民層であり、あるいは、都市のスラム街であり、日傭い労働者であり、婦色によっては、はるかに近代化されているとかんがえられている大工場であり大会社でありにおいても、それらの内部の指揮は思易である。それだけに、それらの諸特徴は、決して特別なものではなくて、現代わが国社会構造の普遍的矛盾である。

おそらく、ごく特殊なものを除いては、わが国はとにかくすべての社会的諸問題が、いま人間存在の中に、それらの何ほどかの存在を見いだしえないものはない。いまそれを詳述する余裕はないが、それだからして、それらが特別に赤線区域だけのものではなくて、わが国社会構造そのものの特徴といわれねばならないわけである。それが、特に赤線区域の問題としてここに強調されるには、その理由がなければならない。もしも、それが一般的な問題であるならば、あえて赤線区域だけについて指摘する必要も意味もないからである。それは、おもうに、それが未社会的な存在としての本質をもつがゆえである。他のほとんどすべての分野は、それらの諸特徴がみられ問題として指摘されるとしても、一応は、現代社会において存在が肯定された、社会的な転業として、あるいは、社会的人間のなすものとしてのものである。その当事者の社会的人間性を否定し無視することは、すんなりとも意図しないたまものである。けれども、赤線区域は、上述したように、本質的に、娼婦の人間性を否定し無視することをあえてしながら、それを社会的なものであるかのごとくに擬制するものである。その意図のもつとも露骨なものとしての存在である。現代日本が、特殊な不自由の多い社会構造をもつならば、現代日本人が何かの形においてこれをうけていて、その抑圧になやむことは主観的には不当であり望ましくないとしても必然的な現象であり、むしろこれを担うことによってその危機の可能性もみいだされるものである。しかし、そのなやみは同じ日本人として同一の不幸のもとにおいてでなければならない。ところが、赤線区域の問題に限っては、その抑圧は、娼婦の人間性を否定し無視する形でおしかぶさっており、反対に、それの存在を前提として自己の社会的政治的存在を維持する者が、他面にあるという現象である。この娼婦の、自身の無自覚や、その母の貧困とか家族主義の危機に男めない無気力さは、あるとしても、すくなくとも本人に向ってそれを非難する前に、そうさせておいて、戒しない社会のノン・ヒューマニズムが、まず第一に強く非難されなければならないはずである。ということ、娼婦の人格の義性において成立する意味において、赤線区域は、わが国社会構造の矛盾のしわよせなのである。したがって、問題は、そして赤線区域対策の焦点は、本質的には、この社会構造の矛盾そのものと、その対策とに移行することになる。したがって、赤線区域に対して、何らかの対策をかんがえようとするならば、右の本質的問題点の解決が、まず基本的に思向されなければならない。それは、わが国の経済的条件、わが国民の社会意識、そして政治的習性という、日本人の存在の根柢に関する大改革である。それは、困難なものであるとしても意識的になされなければならず、そのためには、切論赤線区域だけの問題でない。広範囲のものであることを予定しなければならない。しかし、それとともに、いまそれを実行するために、右の本質的問題点の表現である具体的な諸現象を、個別的に抑制し改革してゆくか策もとられなければならないであろう。それが不徹底とかんがえられる場合があつてもやむをえないことであろう。右のように、本質的、現象的両面から対策をかんがえる場合、いうまでもないことであるが、赤線区域にしわよせかなされた契機ともいうべきものが、人間の性本能である、ということである。それは、人間的行為として発動される以上、人間の主観的、観念的意識の支配下に入りうるとともに、他面、自然法則的に発動して、観念的意識の如何ともなしがたいはたらきをも示すものであるとともである。人間の生理と心理との法則性に立脚した対策が、かんがえられるべきなのである。その法則性は、別の研究でなされるべきであるが、この研究の立場においても、十分な理解と攝取がおこなわれなければならない。

四　調査の限界

以上が、結論ともいいえないほどの調査よりえられたおおよそのすじがきである。それは、きわめて不充分なものであるが、その不充分さは実は予想されたところであり、現在の段階ではやむをえないといわなければならないとかんがえられる。その理由の一つは、調査の対象としての赤線区域に関して、科学的に価値しうる資料がほとんど絶無といつてよいくらいになく、ある程度は出ている文献や報告類も、単なる興味的なもの、あるいは偶然的なものが多く、それを基礎としてただちに有効的な調査を体

系的におこないうるだけの資料が、結局存在していないことである。したがって、調査は、この資料の調査と蒐集とからはじまらなければならなかった。理由の二つは、調査方法の不備である。それは、一方では、赤線区域にただちに適用しうる調査方法が、如何いまだ開発されていないために、調査者は、まずその開発、樹立につとめねばならなかったことである。他方では、調査者の能力の不足である。すべての調査も同様であるが、特に困難の多い赤線区域の調査には、調査者の知識、判断力、技能等々に、特殊の基礎が要求される。そういう条件のととのつた調査者のいない現在においては、調査者自身がそのための習得におわれたこともある。理由の三つは、この調査の規模にある。このような大問題であるだけに、本来ならば、費用、人員、準備期間等々において、すくなくとも数倍かものが必要であったといってよかった。以上の理由によって、この調査は、むしろ予備調査的性質にとどまらざるをえないことが、当初より予想された。それに、調査者の実際におこなった調査にも、すでに多くの不備が反省されており、そのような反調査者の責に帰すべき原因もあったので、以上のような結果になったものである。ただ、この調査によって、予備調査的な意味での調査は、ある程度なしえられたといってよいであろう。これは、きわめて不備でありながら、問題点があきらかにされたこと、実際に何ほどかの調査は反されて、つぎの調査の機会に役立ちうるある結果をえたこと、調査者が調査のための基礎をせりある程度は習得したこと、等がいわれうるからである。すくなくとも、調査者としては、条件がととのえばよりまとまった調査が可能であり、その計画もたてうることかんがえている。調査の不備に対する責任はその可能なことを将来の機会において実現することを以て果したくかんがえているので、その御教示解と、その実現のための御教示を、関係諸兄に願ってやまない。

一九五五年三月　印刷
一九五五年三月　発行
東京都千代田区大手町一ノ七
編集兼発行人　労働省婦人少年局
東京都豊島区本田中原町一八八
印刷所　三湧謄写堂